

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成21年第6回沖縄県議会（11月定例会）

平成21年12月11日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成21年12月11日 金曜日
 開 会 午前10時3分
 散 会 午後3時15分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 2 乙第3号議案 沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 乙第4号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 6 乙第11号議案 県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について
- 8 乙第13号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第21号議案 当せん金付証票の発売について
- 10 乙第25号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 11 陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、同第101号、同第127号、同第190号、同第191号、陳情第58号、第59号、第88号、第110号、第111号、第122号、第128号、第174号及び第198号

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		崎	山	嗣	幸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		玉	城	義	和	君

委員外議員 なし

欠席委員

糸 洲 朝 則 君

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	兼	島	規	君
総務統括監		新垣	光博	君
人事課長		當間	秀史	君
財政課長		小橋川	健二	君
税務課長		下地	功	君
管財課長		武内	孝夫	君
知事公室防災危機管理課班長		大濱	靖	君
企画部情報政策課長		松堂	勇	君
企画部市町村課長		山里	清	君
福祉保健部福祉・援護課長		呉屋	禮子	君

福祉保健部青少年・児童家庭課班長	真栄城	守	君
福祉保健部医務課班長	糸	数	公
福祉保健部国保・健康増進課班長	島	袋	富美子
農林水産部畜産課班長	池	村	薫
農林水産部農地水利課班長	棚	原	武
土木建築部道路管理課副参事	金	城	淳
教育庁県立学校教育課副参事	黒	島	忠
教育庁生涯学習振興課班長	屋	良	朝
教育庁文化課主幹	盛	本	勲

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第3号議案から乙第6号議案まで、乙第11号議案、乙第13号議案、乙第21号議案及び乙第25号議案の9件及び陳情平成20年第83号外15件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** ただいま議題となりました甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）について、お手元にお配りしております平成21年度一般会計補正予算（第3号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

11月補正予算については、当初予算成立後の事情変更により対応を要する経費や、現下の社会経済情勢を踏まえ、既決予算に加えて必要となる景気対策など、緊急課題に迅速かつ的確に対応するために必要な予算を措置することとして編成いたしました。

説明資料の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ47億2499万3000円で、これを既決予算額6528億501万8000円に加えますと、改予算額は6575億3001万1000円となります。

歳入歳出予算の内容については、後ほど御説明いたします。

2ページをお開きください。

歳入歳出財源内訳ですが、中ほどの歳入合計欄で説明いたしますと、国庫支

出金35億6823万5000円、県債2160万円、その他の特定財源 6 億704万円、一般財源 5 億2811万8000円となっております。

3 ページをごらんください。

繰越明許費補正について、御説明いたします。

繰越明許費補正は、現時点において平成22年度への繰り越しが見込まれる畜産担い手育成総合整備事業などについて、繰越明許費の補正を行うものであります。

4 ページをお開きください。

債務負担行為補正について、御説明いたします。

今回の債務負担行為補正は、沖縄県公文書館から、下から2行目の沖縄県立青少年の家までの4施設については、指定管理者の指定に伴う指定管理料で、一番下の警察施設費は、沖縄警察署新庁舎の実施設計に要する経費について、債務負担行為の追加を行うものであります。

5 ページをごらんください。

地方債補正について、御説明いたします。

今回の地方債補正は、一般公共事業及び警察庁舎等施設整備事業に係る県債について補正を行うものであります。

6 ページをお開きください。

歳入内訳について、主なものを御説明いたします。

一番上の地方交付税は、5 億2382万1000円であります。

上から3つ目の国庫支出金は35億6823万5000円で、このうち国庫負担金は5 億4150万8000円で、生活保護扶助費などとなっております。国庫補助金は30億2672万7000円で、主なものは、3つ下の新型インフルエンザワクチンの接種費用軽減措置に係る感染症対策費や、一番下の医療施設の耐震化に係る基金の創設のための救急医療対策費などとなっております。

7 ページをごらんください。

区分欄2つ目の繰入金は3 億7759万1000円で、高校生修学支援基金などからの繰入金であります。

諸収入は2 億2920万8000円で、このうち受託事業収入2247万7000円は、県が実施する河川改修事業とあわせて施工する市町村管理施設の改修に係る市町村からの受託金であります。

雑入2 億673万1000円は、伊良部大橋への国営かんがい排水事業に係る農業用導水管の取り付けに伴う国からの建設負担金であります。

以上、歳入合計は、47億2499万3000円となります。

8 ページをお開きください。

次に、歳出内訳について、性質別に御説明いたします。

義務的経費の扶助費について、主なものを御説明いたしますと、福祉保健部の2つ目、生活保護援護費6億9538万円は、景気悪化に伴う被保護世帯の増加等に伴う経費であります。

以上、扶助費の合計は、7億3552万円となり、義務的経費の合計も同額となります。

9ページをごらんください。

投資的経費のうち普通建設事業費の補助事業費について、主なものを御説明いたします。

土木建築部の2つ目の、公共地方道新設改良費1億9639万4000円は、伊良部大橋の整備に要する経費であります。

一番下ですが、以上、普通建設事業費の補助事業費の合計は、2億1853万7000円となります。

10ページをお開きください。

普通建設事業費の単独事業費について、御説明いたします。

一番上の総務部の北部合同庁舎建設費1473万5000円は、地球温暖化対策基金を活用して、北部合同庁舎の屋上の遮熱塗装等に要する経費であります。

2つ下の公安委員会の警察施設費1605万7000円は、沖縄警察署新庁舎の実施設計に要する経費であります。

以上、普通建設事業費の単独事業費の合計は、4379万2000円となり、補助事業費と単独事業費を合わせた普通建設事業費の合計は2億6232万9000円となります。

次に、受託事業費について、御説明いたします。

土木建築部の河川事業費2247万7000円は、県が実施する河川改修事業とあわせて施工する市町村管理の橋梁の改修に要する経費であります。

以上、受託事業費は2247万7000円で、普通建設事業費と合わせた投資的経費の合計は、2億8480万6000円となります。

11ページをごらんください。

その他の経費について、主なものを説明いたします。

まず、物件費であります。2つ目の企画部の1億2185万1000円は、地上デジタル放送対応受信機の購入費支援等に要する経費であります。

2つ下の教育委員会の429万7000円は、高等学校の放送設備の更新及び県立図書館の図書購入等に要する経費であります。

以上、物件費の合計は、1億2781万3000円となります。

12ページをお開きください。

補助費等について、主なものを御説明いたします。

知事公室の防災対策費 2 億6977万1000円は、全国瞬時警報システムの整備に要する経費であります。

3つ下の福祉保健部の感染症予防費 7 億3050万円は、新型インフルエンザワクチンの接種費用の軽減措置に要する経費であります。

一番下ですが、以上、補助費等の合計は14億1287万6000円となります。

13ページをごらんください。

積立金ですが、企画部の通信対策事業費 3 億3143万3000円は、地上デジタル放送受信者支援基金の積み立てに要する経費であります。福祉保健部の救急医療対策費18億3254万5000円は、医療施設耐震化臨時特例基金の積み立てに要する経費であります。

以上、積立金の合計は、21億6397万8000円となります。

物件費、補助費等、積立金を合わせたその他の経費の合計額は37億466万7000円となり、この額に義務的経費と投資的経費を加えた歳出合計は47億2499万3000円となります。

以上で、甲第1号議案平成21年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、甲第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 2ページの国庫支出金35億円ですが、これは緊急経済対策にかかわる国からの支出金ですか。

○**小橋川健二財政課長** お手元の資料の6ページでごらんいただくとよくわかるかなと思いますが、申しわけありません。6ページをお願いいたします。

ちょうど中段ほどに、国庫支出金35億6823万5000円とあります。そのうち今回経済対策で計上いたしますのが22億8600万円でございますが、それを内訳で申しますと、生活保護扶助費が右のほうに5億2000万円ございますが、そのうち1200万円程度が経済対策と、それから3つほど下りますと、防災情報通信設

備整備事業交付金 2 億7043万6000円全額が経済対策です。

その下、定住自立圏等民間投資促進交付金 1 億7160万円これも全額経済対策でございます。一番下の救急医療対策費18億3254万5000円これも全額経済対策でございます。以上で先ほど申し上げました22億8675万3000円が経済対策として今回計上しております。

○新里米吉委員 7 ページの基金繰入金の高校生修学支援基金繰入金6480万円ですが、それと12ページの教育委員会の人材育成推進費6480万円、これは同一事業ですか。金額が一緒なのですが。

○小橋川健二財政課長 12ページが歳出で、人材育成推進費として財団法人の沖縄県国際交流・人材育成財団に交付する補助金になります。その財源として委員のおっしゃる7ページの基金繰入金、これはこれまで基金に積み立ててまいりましたので、その基金を取り崩しをいたしまして今回、同財団に交付をすると、そういう事業でございます。

○新里米吉委員 そうすると、これまでの沖縄県国際交流・人材育成財団では高校生の、大学もあるのですが、高校生の奨学金はずっとやってきているのですが、それに対する補助なのか特別にまた今回国からの財政支出があつて、これまでの財団の奨学金事業を拡大するという趣旨なのか、どういうことなのか説明してもらえますか。

○黒島忠県立学校教育課副参事 今回の人材育成推進費は国の緊急経済対策を受けて造成した沖縄県高校生修学支援基金を活用し、家計急変等の理由により修学困難な高校生等に対して奨学金を貸与するもので、現在の高等学校等育英奨学事業の拡充を図るものでございます。

○新里米吉委員 要するに今やっている事業を、人数をふやすという事業なのか、今やっている事業とはまた別個に、さらに事業を拡充して別の奨学金事業をやるのか、どちらですか。

○黒島忠県立学校教育課副参事 今行っている同事業を拡充するものとなっております。

○新里米吉委員 3 ページ繰越明許費補正に戻りますが、土木費の道路橋りよ

う費の電線類地中化事業外2件となっているのだけれども、電線類地中下事業はその18億円のうちどれぐらいなんですか。

○金城淳道路管理課副参事 11億6640万円でございます。

○新里米吉委員 電線類地中化事業は、いつも県議会であちらこちらから、特に宮古・八重山地域から早くやってくれと言っているわけですが、11億円も繰り越しがもう既にわかっているというのは事業の進め方に問題があったのか、その理由は何ですか。

○金城淳道路管理課副参事 年度途中で補正で入りましたので、経済対策として、調査委託等に時間がかかっておりまして、工事は今回の繰り越しの承認を得られましたら発注したいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 生活保護援護費の内訳ですね、少し詳しくお願いします。

○呉屋禮子福祉・援護課長 今回11月補正予算を提案してございますけれども、補正予算額6億9538万円ということでございますが、その内訳ですけれども、今年度は当初予算の編成時に比べてですね、被保護世帯の人員の増加が著しいということで、既決予算では不足が見込まれるということで、今回補正を提案してございます。当初予算の編成時の保護人員の見込みが3974名ということで見込んでおりましたけれども、平成21年8月の時点の被保護人員が4144人ということで、170人の増ということで、4.2パーセントの増を見込んでおります。それからことしの7月から政府の緊急経済対策、景気対策ということで、子供の学習支援費が新規で追加されておりまして、これによる所要額の増加ということで今回補正のほうに計上しております。さらに12月から母子加算が一母子加算につきましては平成21年4月から一たん廃止になったわけですが、政権交代によりまして母子加算が12月から復活したということで、これによる所要額、4600万円余りの所要額を計上したということでございます。

○前田政明委員 生活保護人員の最終見込みというのですか。これが4144人ですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 平成21年8月時点の被保護人員見込みが4144人ということで見込んでおります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から被保護人員4144人すべてが補正予算で対応可能か確認がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
前田政明委員。

○前田政明委員 これはそういう流れの中で、全体の予算の中で幾つか幅を持たせて、増があっても十分対応できる中身になっているわけですね。

○呉屋禮子福祉・援護課長 従来生活保護の補正につきましては、過去2カ年の下半期の伸び率でもって、上半期に対する伸び率で計算をしておりましたけれども、今年度は景気悪化に伴ってかなり従前と違う増加率を示しているということで、今年度につきましては上半期の4月から9月までの増加率、実績をもとに下半期の伸び率を試算した、積算したということでございます。

○前田政明委員 母子加算については今のところは今年度いっぱい、次年度からはまだちゃんとなっていないわけですね。

○呉屋禮子福祉・援護課長 政府におきましては、今平成22年度予算につきましては事項要求ということで聞いております。

○前田政明委員 ぜひそこは一緒に頑張って、引き続き実質的な母子加算、老齢加算の復活が必要だと思います。

それからインフルエンザの感染症予防費ですけど、これの内訳についてももう少し詳しく御説明をお願いします。

○系数公医務課班長 今回計上させていただきました補正予算につきましては、今回のワクチンが重症化を防止するためのワクチンという位置づけで、重症化しやすい基礎疾患を持っている方、それから小児、それから高齢者等が対

象となっております。その方々が県内で約63.5万人、63万人程度いるという試算をしているのですけれども、その方々が7割程度の接種率で接種をしたときのそれに接種単価を掛けております。接種単価については年齢によって1回接種、2回接種があるものですから、それぞれ層別に分けて試算をして、それを積み上げた額が今回の予算額となっております。

○前田政明委員 この中で生活保護世帯、それから市町村民税非課税世帯の対象についても、少し説明をお願いします。

○糸数公医務課班長 国がこの事業の補助の基準として示しているのが、今おっしゃった生活保護世帯と住民税の非課税世帯なんですけれども、その数につきましては、沖縄県で納税義務を課せられている方の人数が市町村ごとにわかりますので、その方々を引いた方々が住民税の非課税の方々という推測をしまして、その数が、およそ40パーセント、全県でいると今試算をしています。

○前田政明委員 内訳を説明してくれませんか。

○糸数公医務課班長 生活保護世帯と住民税非課税世帯を分けては試算をしておりません。今こちらの手元にあります市町村民税の納税義務者数という、その市町村ごとの数がありますので、この方々は納税の義務があると、それ以外の方々が納税の義務がないということで、その方々の数字をもとに県民の約4割、40パーセントの方が該当するという推計をしております。

○前田政明委員 生活保護世帯と市町村民税の非課税世帯の者、その他の者がありますよね。これを説明してもらえませんか。

○糸数公医務課班長 その他の者につきましては、ただいま市町村のほうで独自に、例えば妊婦さんには補助をするとか、あるいは名護市のほうでは幼児の1回目の補助を行うとかということで独自の取り組みをしております。それにつきましても国の定める基準の範囲で県は補助をしていくという考えです。

○前田政明委員 これは市町村がそういう面で独自に妊婦とかその他必要な方々に補助をしたら、それに対して県も国の定める範囲の中で、予算の範囲で合わせて2分の1ですか、負担するということの理解でいいのですか。

○**系数公医務課班長** 今おっしゃったように国の定める基準の範囲というその制限はつくのですけれども、国が2分の1、それから県と市町村が4分の1ずつ接種費用を補助するという仕組みになっております。

○**前田政明委員** これは幾つの自治体になっていきますか。

○**系数公医務課班長** 適宜市町村と連絡を取り合いながら情報収集をしております。一番自治体の中で妊婦に対する補助を計画しているところが、14自治体ございます。そのうち全額補助というのは7カ所で、残りの7カ所は一部補助ということで、ある程度の自己負担が生じるという形で、各接種する層によって、市町村で今計画しているということです。

○**前田政明委員** その場合、全額負担、一部負担というところの場合の県が4分の1負担する割合というのは違ってくるんですか。要するに補助額は一緒ですか。

○**系数公医務課班長** 補助額は市町村に対する補助になりますので、積み上げたものに対する補助という形になりますので、全額と一部で多少変わってくる可能性はあると思います。

○**前田政明委員** これは今14自治体で、今後自治体で妊婦とかその他、特別に自治体で独自で対応したいということで、今後ふえることが予想されますよね。皆さんとしては大体どれくらいまで想定していますか。

○**系数公医務課班長** 情報収集をしながら範囲については、市町村と話し合っていきたいと思うのですけれども、今回の予防接種は国のほうが推奨する形ではなくて、あくまでも個人が重症化防止のために任意で行うということになっておりますので、こちらとしてもどんどん打ってくださいというスタンスにはならず、個人の方がその情報に基づいて接種をするという仕組みになっているということは御理解いただきたいと思います。

○**前田政明委員** ぜひ補助助成はふやしていただきたいのです。それから予算の問題があるのですが、この軽減措置がつく中で、今出ているのはこのワクチンの副作用というのか、そういう意味で安全性の問題としては皆さんどう見ているのでしょうか。

○**糸数公医務課班長** 今回のワクチン接種につきましては通常の予防接種と違いまして、接種をした医療機関のほうから直接国のほうに報告を上げるということになっておりますので、県のほうに余り情報が直接的には来ないのですけれども、厚生労働省が先日発表したものだと接種後に死亡された方が64例いらっしゃると、ただその64例について主治医はすべて因果関係は特に認めないということで、国のほうはそれを受けて特に季節性のインフルエンザと安全性はほぼ同じで、問題はないだろうという見解を出していますので、県としてもそれを受けとめているところです。

○**前田政明委員** ぜひこの辺の情報とか、その辺はちゃんとしていただきたいと思います。次に債務負担行為で、沖縄県青少年の家指定管理料の債務負担行為に関してお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか。この青少年の家というのは社会教育施設と理解していいですか。

○**屋良朝俊生涯学習振興課班長** 社会教育施設です。

○**前田政明委員** 社会教育施設の役割というのは大体どういうものなんですか。

○**屋良朝俊生涯学習振興課班長** 社会教育施設とは公民館、図書館、青年の家など、社会教育活動の拠点となる施設であり、さまざまな学習活動を支援する事業等を行う施設であります。

○**前田政明委員** 本来、社会教育施設については、やはり私どもが思うには、直営でしっかりと教育的立場からいろんな企画やその他運営をすべきだと思うのですけれども、皆さんが指定管理に至った経過とこの理由について。

○**屋良朝俊生涯学習振興課班長** 地方自治法により特定の定めがないものを除き、公の施設は指定管理者制度を導入することができるということになっております。行財政改革プランで、県の方針として、この指定管理者制度を導入するということが進められております。そのことを踏まえて、昨年12月に沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例を新規に制定しております。それによって、指定管理者制度の導入を今進めているところです。

○前田政明委員 これは今度の名護青年の家と糸満青年の家が手始めで、その後の全体的な計画について、まず。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 名護、糸満青年の家が平成22年度、それから平成23年度が玉城と石川少年自然の家、平成24年度が宮古少年自然の家、石垣少年自然の家を導入する予定になっております。

○前田政明委員 私たち共産党としては、そうすべきではないということなんですけれども、今の名護青年の家、それから糸満青年の家の維持管理費というのですか、全体の予算総額は幾らですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 名護、糸満両施設においては1億3838万5000円となっております。

○前田政明委員 別々にお願いします。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 平成21年度予算で名護青年の家が6894万2000円、糸満青年の家が6944万3000円となっております。

○前田政明委員 それぞれ委託管理費は幾らですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 指定管理料の積算ということで、内訳ですけれども、平成21年度予算をベースとしてですね、人件費を含む施設の維持管理に係る経費と、収入としての施設使用料を考慮した額を指定管理料の上限としております。具体的に申しますと、指定管理料は7388万4000円です。人件費は厚生労働省が行った賃金構造基本統計調査をもとに、その全国的な平均値をもとに5人の専門職員と事務職員の年間賃金を算出しております。そして管理統括者が1人いるんですけれども、年代別で1番平均賃金の高かった50代の平均賃金を充てて算出しております。それに管理運営費は平成21年度の当初予算に係る両施設の管理運営費の90パーセントを算定しております。これらの人件費と管理運営費を合わせた額から両施設の過去3年間の利用料金、収入にある利用料金の平均を引いた額を指定管理料の上限としております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から名護・糸満青年の家それぞれの委託管理費を答弁するよう指摘がされたが、屋良班長より2施設を一括して1企業へ委託するため、施設ごとの積算はしていない旨説明がされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 別々にお答えできないということはどういうことなんですか。僕にすれば、それぞれ皆さんが名護青年の家、糸満青年の家、プロポーザルやりますよね。そういう面では、それぞれの評価を含めてやっていきますでしょう。一般質問でもありましたけれど、なぜ名護と糸満を同じところにやるのかという質問がありましたけれどもね、少なくとも名護青年の家の職員費、営繕費、例えば名護青年の家の人件費が幾らとか、職員運営費、それぞれ皆さんのもとになるのがありますでしょう。そしたら少なくとも、7338万幾らかという場合に、少なくとも名護青年の家のものは幾らぐらい、糸満青年の家は幾らぐらいで、そのトータルを引き受ける指定管理をやるところが、先ほど言った予算になるというふうに普通こう、2つの青年の家を指定管理するということですから、当然僕なんかからすれば、質疑をする場合、その前提のもとに聞くわけなので、それが何て言いましょか、一括でしか答えられませんということになると、非常にどうしてかなと思うのですけれど、できない理由というのは何ですか。

○**屋良朝俊生涯学習振興課班長** 糸満青年の家と名護青年の家を一括で導入することによって、一つの会社が運営しますので、それを効率的に運営するという面から一括での積算をしたと考えます。

○**前田政明委員** 委員長、積算根拠の資料。常識的に考えたら、当然積算する名護青年の家の使用料が幾ら、それから糸満青年の家の使用料が幾らで、それぞれ違いますよね。名護青年の家の使用料は289万8000円、僕のところの平成20年度の資料ではそうでしょう。糸満青年の家は496万6450円と、それぞれ利用状況も違うんですよ。だからそれを一括してやりましたと、皆さんの都合であって、こちらが議論する場合に少なくとも一。困ったね。

私からすると非常に不自然だなと、そんなやり方が許されるのかなということで、極めて遺憾でありますけれども、次にいきます。

指定管理にした場合の、結局なぜ名護青年の家と糸満青年の家という離れた

ところを、一つ的那覇市のそういうところに指定をしたのかというのはどういうことなのですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 選定の経過でよろしいでしょうか。選定の経過については平成21年7月31日に第1回の指定管理者制度運用委員会を設けて、募集要項と業務仕様書、評価基準等を審議しております。そして公募期間が平成21年8月6日から10月5日までの61日間、8月25日には希望者に募集要項の説明と施設見学会を実施しました。平成21年10月14日に第2回の指定管理者制度運用委員会で申請のあった3団体にプレゼンテーションの場を設けて、応募者の評価選定を行っております。

○前田政明委員 結局、結論的には、この指定管理者を選んだ主な要因は何ですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 指定管理者制度運用委員会において、審査で第1位となったということです。それから当該団体は、各評価において高い評価を獲得しました。特に生涯学習の視点での事業計画、それから組織体制における人員配置の充実が評価されております。

○前田政明委員 その採点表ですね、項目を含めてありますよね。それで、その選定委員というのは何名でしたか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 選定委員は4名であります。その構成は学識経験者、財務に精通する者、施設の機能または管理業務に精通する者、施設の利用団体を代表する者となっております。

○前田政明委員 皆さんの関係者はいないのですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 行政は入っておりません。外部からです。

○前田政明委員 指定管理になった場合の運営のあり方として、指定管理者の自主企画というのですか、その場合の利用料、その他については無料にできるのですか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 利用料金は沖縄県立青少年の家の設置及び管

理に関する条例で定めた基準に従ってやっていただくことになると思います。

○前田政明委員 その指定管理者が自主事業として企画をしてやる場合に、無償にすることもできるという場合もあるのではないかと聞いているのです。

○前田政明委員 自主企画の場合は、お金を徴収することもできますが、その企業の努力によって無料にすることもできると考えます。

○前田政明委員 私は、この指定管理者がどうのこうのというわけではありませんけれども、例えば専門学校、そしたら夏のサマースクールとかね、いわゆるその単位を取るために自主企画でこれをやる場合、これは無償で会場費も取らなくてよいという、そういう形で実質的にそういうみずからの施設でやるべきものを自主企画という形で、指定管理者がですね、それぞれのその専門学校の生徒を呼んで、外部から講師を呼んで、そして自主企画だという場合に、これは先ほど言った内容が適用されるわけでしょう。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 そういうこともできると考えます。

○前田政明委員 私はそういう趣旨からすると、指定管理制度そのものの、社会教育施設の本来の、県民その他に開かれてやるその趣旨が、指定管理者のそういう自主企画という流れの中で、先ほど言った専門学校の補修で、いろんな企画を含めて自主企画だと、それにいろいろ理由をつけたら利用料をもらわなくてもできるということが、1つは今回できるんだなということが、1つの指定管理者制度を導入して社会教育施設であるべきものを、本来いろんな形で指定管理を引き受けたら、いろんな形で名目をつけたら、そういう自主企画的にできるということを先ほど認めましたから、これは大きな問題だなと思います。それでやはりこういう私的運用を自主企画という形の中で指定管理者にその権限を与えるというようなやり方は、やはり私は本来の社会教育施設のあり方からしておかしいのではないかと。それとそういう面では名護青年の家、糸満青年の家、そうなるそうですね、宮古、八重山地域含めて全部、学園が引き受けたほうが自主企画であれば利用できる。そのかわり利用率は上がると思いますけれど、その辺の問題について皆さんは、どうしてそれぞれの地域に合う社会教育施設であるならば、それぞれの名護市は名護市、糸満市は糸満市という形での、地域のいろんな文化やその他を含めて社会教育の本来のあり方としてできるような団体とか、そういうところの趣旨として、努力すべきではないかな

と思うのですけれども、その辺はどういう感想ですか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から指定管理応募者の採点表等を関連資料として提出してもらうよう要望があり、當間委員長から執行部へ依頼した。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

屋良朝俊生涯学習振興課班長。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 今募集要項に従って募集しておりますが、地域性についてはこれまで同様に、募集に関してではなく利用に関して、これまで同様に地域の学校、それから関係者、少年団体等との連携をとりながら進めていくことになっております。

○前田政明委員 社会教育施設という、地域に根ざした、社会全体の大人も子供も含めて、どう地域の文化を担っていくかという拠点ですよ。本来は指定管理になじまないと思われは思われるのです。それをわざわざ地域性を抜いて、運用上のトータル的なやり方からすると、こういう専門学校とかその他が、当然当てはまったとしては、先ほど言ったように、私が言ったように、自主企画ということで、無料で施設を利用して指定管理者の利益になる、いわゆる行為をすることができる、そういうことになると、結局は自主企画でいろいろやっただとして、結局その社会教育の本来のあり方から逸脱して、教育的目的だという名目の中で使えるようなことに道を開くということは許されないなど。そうすると結局は、その理屈で言うと、最初に言いました今後の青年の家の指定管理者になると、それは、もう結局は今までやっている人がいい、スケールメリットで結局は、宮古その他地域も人を配置してやればいいと、しかし指定管理者にとってみたら、そこでも自主企画でだったら無償で公共施設を自由に使うことができる、そうすると、利用率が上がるとか、いろんな理屈になるかもしれませんが、詳しくは文教厚生委員会の審査の中でやられると思いますけれども、予算審議の流れの中から見ても、私は極めて不自然な流れになっていると思いますので、理解できません。そういう面では、本来社会教育のあり方を推進すべき教育委員会が教育関係のこういうやり方をやるということは地域文化、それからそれぞれの特性を無視する、そういう面では、社会教育施設

の本来のあり方からして、逸脱したやり方になるのではないかなということを指摘して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 地方交付税 5 億 2382 万 1000 円の増額補正、これはトータルも含めて、この地方交付税、今の時期のこの補正額と、どういうふうに今後見ているか、説明お願いできますか。

○**小橋川健二財政課長** 平成 21 年度の地方交付税の総額の決定が、7 月ごろにございます。それで当初予算では、地方財政計画等、参考に見積もりをいたします。その後交付決定があつて、当初予算を上回る分については、6 月から緊急経済対策、9 月、11 月とやってまいりました。今後また 2 月補正予算においても、今後の年間の経費の過不足の調整、それから将来的な起債の発行抑制、あるいは基金の取り崩しの抑制等々の財源に充てるために活用するもので、今回も 11 月補正はそういう意味で、年間の需要の増に対して地方交付税の決定増があつた部分を活用すると、そういう趣旨です。

○**照屋守之委員** これは最終的には、年度末にはどのくらいになりそうですか、見込みは。

○**小橋川健二財政課長** 今回 5 億 2300 万円の計上ですが、今後 45 億円程度追加計上する見込みでございます。

○**照屋守之委員** 次に、3 ページの繰越明許費です。商工費の I T 津梁パーク関係の 7 億 7300 万円、この時点でここに追加の補正予算に上がるという、この説明をお願いできますか。

○**小橋川健二財政課長** 今回の繰越明許費の提案ですが、全体的なお話で申し上げますと、平成 18 年以前までは 2 月補正で、年度内で終了しない事業については県議会の承認をいただいて、それから繰り越すという手続を行っておりました。そうなりますと事業によっては、例えば現時点で繰り越しがかなり蓋然性が高いにというものについても、2 月まで待たないと適正な工期が設定できないというような事情がございました。そういったことについては会計検査院

からも指摘を受けたわけです。そういう意味で、現時点で翌年度に繰り越す蓋然性がかなり高いというものについては、11月補正予算で繰り越しの承認をいただくと、それから年度内の執行を頑張らして、どうしても翌年度に繰り越すというものが年度末に出てまいりますので、その分については2月補正予算という考え方でやっております。今回のIT津梁パーク関係についても9月に経済対策としまして補正予算の承認をいただきました。そういう意味からしますと、年度内の完成がかなり厳しいということがございまして、適正工期を設定するという意味から、今回繰り越しの承認を求めるものでございます。

○照屋守之委員 予算単年度主義だからそれは目いっぱい年度内で頑張ら、できなければ繰越明許費ということでしたよね。今の段階でこれをやるというのは、明らかに3月まで努力してもどうしようもございませぬということで、はっきり見切りをつけている事業がこの部分になるわけですよ。

これは、もしかしたら3月までに頑張ら何らかの形で、繰越明許費で今補正したにもかかわらず、3月いっぱいになんとかなつて、また変更になるという可能性も出てくるんですか。

○小橋川健二財政課長 繰越明許費は、前提を申し上げますと予算単年度主義ですので、基本的には単年度でやらないといけない、執行しないといけないわけですが、それを議決をいただくことによって、この範囲で翌年度に繰り越してよろしいと、そういう経費です。ですから、実際、この分も見切りをつけたというわけではありますので、3月末に指名をいたしまして、そのときに実際の繰り越しの確定額というのが出てまいります。それが次年度の決算に入っていくという形になりますので、予算上の修正は、仮にこれ以上の繰り越しが出てくるということになりますと、それは追加ということですが、基本的にはそういうことはございませぬので、この範囲で執行をして、できるだけこの繰り越しの承認額を圧縮するというのが基本的な考え方です。

○照屋守之委員 こういうのを認める県議会とすると、予算に計上された中身というのは一切わからないわけですよ。皆さん方が事業をやっている、これは厳しいというのは、皆さん方の執行能力の問題であるのか何なのかということも含めて、我々はそこまでチェックはできない。丸々信用して、それを認めるか認めないかという議論なんです。これは県民とか県経済の全体的な発展のために、どうなのかという観点が非常に疑問があるわけですよ。本当にこれが3月までにどうしようもないものなのかというのは、それぞれやっている側か

らしかわからないので、これがなかなか我々が非常にわかりにくい部分があるわけですよ。だからこれをきちんと説明できるようなことをやらないと、いわゆる事業仕分けみたいに、きっちりそういう形で説明できるようにやらないと、何の都合でこういう形で出てくるのかとよくわからないわけですよ。そう思いませんか、どうですか。説明する側はそれでいいかもしれませんが、我々がなかなか判断が難しいというわけですよ。これを今の段階で繰り越しにしていいのかどうかというね。

○小橋川健二財政課長 今回の提案の理由から申し上げますと、昨年11月で提案をさせていただいた、昨年よりも39億円、約40億円程度増になっています。この理由が、ことしは6月から9月とかなり大型の経済対策をやってまいりました。その影響がほとんどだと思っております。

それから言いわけではございませんが、そのほかの事業についても当然調整期間が短かったとか、それから用地の問題とか、さまざまな繰越要因が個別にはいろいろございます。ただ先ほど申し上げましたように、この議決額はこれを全部繰り越すというわけではなくて、今のところ蓋然性がある分については繰越明許をいただいて、その範囲で、極力圧縮する方向で、しかも適正な工期といったようなものを設定をすると、結果として早期の発注をして出来高を上げると、そういう趣旨で今回計上しているわけです。

○照屋守之委員 8ページの中央児童相談所及び一時保護所運営費、今この組織、非常に大事な組織ですね、いろんな問題が起こってきているわけですが、それに対応しないといけないというのもあるんで、この1567万5000円の増ですか。これを少し説明してもらえませんか。こういういろんな物事が起こっているものに対する対応も含めてなのかなですかね、よろしくお願いします。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 今回、補正の直接的な理由としましては、一時保護の児童の数がふえる傾向がございまして、一時保護所のほうに入ることができない児童につきましては一時保護を委託をしております。その委託児童の数がふえたという状況の中で補正をする必要が生じたということでございまして、一時保護所の増設の必要性との関連もございまして。

○照屋守之委員 具体的にどのぐらいふえそうなんですか。何名ぐらい。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 一時保護所のほうに入る人数につきまし

ては、平成19年度から平成20年度にかけて10パーセント伸びております。平成20年度の上半期と平成21年度の上半期を比較しますと16パーセント伸びております。そういう観点から今年度はその平均をとりまして、今年度末の状況、段階で前年と比べて13パーセント、人数にしますと4477名、これは日数を掛けておりますけれども、その人数の一時保護の必要があるということで、その分の必要な経費を見込んでおります。

それから一時保護委託の児童数につきましては、平成19年度と比較しまして、平成20年度が前年比80パーセントと減少しておりますけれども、平成21年度の上半期は平成20年度の上半期と比較しまして213パーセントということで、約2倍の伸びとなっております。その点を勘案しまして、今年度末でもって前年度1年間と比較しまして、47パーセントの一時保護委託の児童がふえるという見込みを立てておりまして、その人数が2973名となっております。

○照屋守之委員 具体的には言いませんが、今起こっている社会問題、ああいうものが起こってくると、やはりこういう児童相談所の役割というか予算というか、規模も含めて、いろいろ考えざるを得ないような状況になっていくのですか。

○真栄城守青少年・児童家庭課班長 児童虐待の課題だけではなくて、近年非行とか不登校の問題もございまして、いずれも児童相談所のほうのかかわりが非常に大きくなっております。そういう観点から、今後社会経済状況の推移にもよりますけれども、保護を必要とする児童はふえる傾向にあると考えておりまして、児童相談所の強化は必要なものと考えております。

○照屋守之委員 この同じページの生活保護援護費。これもかなり大きく増額になるわけですが、これの内容の説明をお願いできませんか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 生活保護援護費の増でございましてけれども、先ほどの前田委員に対する御説明と重複することになりますが、最近の経済環境の悪化と、それから雇用環境の悪化に伴って被保護世帯が増加しているということによって、生活保護援護費について補正予算を計上しているということでございます。

○照屋守之委員 国が子供手当とかいろんな形で、そういう困っている方々に手当ををしないといけないということで、どんどん考えてきていますよね。こ

の生活保護も先ほどの一時保護所、児童相談所の関係もそうですけれども、やはり経済的に、今の景気の要因というものの比較、あるいはまた以前に経済がよい状況がありましたよね。そういうときとこういうものというのは、どうしても比例するものなんですか。

○呉屋禮子福祉・援護課長 保護世帯がふえている原因等につきましては、具体的な調査分析等はいたしておりませんが、若干やはり経済環境と関連してくるものと思います。本県におきましては産業基盤が脆弱ということで、労働市場が狭隘と、雇用の機会が少ないということと、それから県民所得が低いということ等が原因と考えております。

○照屋守之委員 きのうも少し憲法論議を本会議でさせてもらいましたけれども、今の執行停止に係る部分で、こういう補正予算への影響というのは出ておりますか、全体的に。

○兼島規総務部長 今回の国の執行停止のほうで、国としましては14.7兆円の第1次補正予算の中で、2兆9000億円を執行停止という形で閣議決定されたところです。そのうち県予算の影響額は、4億円程度が影響を受けているということですけれども、この執行停止になった事業の中身を少し精査してみると、その時点では手を挙げて補正予算という形でやったものが、その間の事情の変更で施設をつくらなくてもよいというようなものが出てきたものですから、主にそういった関係での補正減という形になっていますので、この4億円、執行停止という形になっても、経済対策等々に支障はないものと考えております。

○照屋守之委員 支障がないという言い方をするのだけれども、私からすると、そういう予算が組まれて、今年度いっぱい使われるという予定のものが停止をされて、何らかの形でその影響を及ぼすということは県はわかるわけですよ、その影響が大きい小さいの話ではないですよ、はっきりしているわけでしょう。だから、そうすると、これはどういうことなんですかということも含めて、法的な問題も含めて、国に対してしっかりやらないといけないと思うわけですよ。これは、県の予算は先ほど言った4億円ということなんだけれど、国がつくった予算の中で、沖縄科学技術大学院大学の関連で31億円も落とされて、子供手当5万人、19億円余りのお金を落とされているわけですよ。これは県民に対する、あるいは県の経済も含めて、それに対する影響といのは非常に大きいわけですよ。だから県が先ほど言った、内閣法制局長官はそう言うてお

りますという程度で、これは国の問題ですということでは片づけられないではないですか。総務私学課というのがあるのではないの。そういう憲法とか法的なものをきちんと精査する部署があるのではないの。それは自分たちがこういう形で憲法をチェックして、こういう形でやった結果、今の内閣が進めているものについては問題ありませんとかというものが、県民に対してきちんと説明されるべきではないですか。

○兼島規総務部長 先ほど県予算という形で限った御説明をしましたけれども、確かに委員おっしゃるように、国が実施予定したもので凍結された事業が、先ほど言った沖縄科学技術大学院大学で約32億円、それから子供応援特別手当で約19億円程度、県のほうの影響が出てきております。そういった観点で言いますと、確かに沖縄の経済情勢、それからそういったものに含めて影響がなしとは言えないかと思えます。ただ、先ほどの本会議でも議論になりましたけれども、これが国の憲法であるとか、それから財政法であるとか、そういったものに対する違法とか、そういったものについては、やはり法律、それから憲法の範囲内で許されるかどうかという議論だと思いますので、そのあたりはやはり国会のほうで議論されているようですから、それを県としても、そういう憲法論議に関しては、国のほうが示した見解、それから国会で論争、決着をつけるべき代物だと思っています。

○照屋守之委員 県は国の下請機関かという話ですよ。地方分権で対等ではないですか。対等な立場でやって、憲法というのは、憲法論議というのは国がやっても県がやっても市町村がやっても、だれがやっても憲法は憲法だよ。この内閣の法制局長官の答弁を持っているけれど、私は。これは内閣の都合のいいように答弁しているわけですよ。国会議員がだらしがないから、この前の国会閉じているのだけれど、これは憲法に照らし合わせてどうかという話だから、皆さん方もそういう部署があるのではないですか。これをきちんと今やっていることが県民に損失を与える、沖縄県政に損失を与えるという視点で、どうかというものをきちんとチェックをして、国のほうでは内閣のほうではこう言っているけれど、我々が調べた範囲で、憲法を調べた範囲でも、財政法を調べた範囲でも、地方自治法を調べた範囲でも、これはやはりそうでしょうという個別の独自の見解が必要なのではないの。そうじゃなければ国がやることは全部ごもっともですという、こんなばかな話が今どきありますか。どうですか。

○兼島規総務部長 県議会でも、今回もそういう形のお答えになると思えます

けれども、国の予算の話なんですね。国の予算に関して執行を停止されたと。これについては憲法で、確かに国会の議決で予算を決めるようになっています。ただ財政法の中では、その国の国会で決めたものについても、その執行権は内閣にあるという形で、その停止についてもそういう形で、その権限の範囲内だという形の論議がされているわけですよ。それに対して、これは国の予算の話ですから、ある面では一義的には国が議論すべきだと思っているわけです。そしてもう一方で、この地方の、地方自治法の論議であれば、それは当然我々として同じ見解を持てると思うのですけれども、国の予算の論議を一地方自治体が影響を受けるからといって、これが違法であるとか、違憲であるとか、そういう論議にはならないかと思っております。

○照屋守之委員 だから、私は違法であるということを、皆さん方がそういう見解を示しなさいという話ではないですよ。今起こっていることが通常の組まれた予算を一時的に執行を停止するという、そういうことではないですよ、今やっているのは。意図的に次の新年度予算に財源がないからといって、意図的にはがしたんだよ。いろんな事情があって予算を執行できないという状況をとめたということではないでしょう。だれが見ても明らかですよ。だからそういうものを、本当に法的にも大丈夫なのかとそれぞれが見て、どうですかという形で、独自でそういう調査、議論するということが当然あるべきではないですか。何でこれは国だから国会だからとか、そういうものは。私はなぜそこで問題提起するかと言ったら、県民に影響があるし県経済に影響があるわけでしょう。これは県民にとって何も関係ないわけですよ。市町村であろうが、県であろうが、国であろうが、そういう我々が、携わっている人間が、今起こっていることをどうしますかということをチェックするということは、これは当たり前前の責任ではないですか。だからそういうことができないから、市民、県民からすると、お前たちは肝心かなめの仕事をやっていないんだ、なれ合いでやっているんだ、官僚主義でやっているのではないかという、そういう議論が今起こっているのではないですか、違うの。何で検討すらできないのという話さ。県民のよりどころはないよ、そうなるよ。

○兼島規総務部長 きんのうの本会議等々でも知事のほうから、今回の執行停止、それから事業仕分け等々の問題に関しても、やはり県としては県の予算、それから県の財政、経済状況等々を勘案しますと、好ましくないという答弁をされているわけです。そういった意味で、ある面で、県として今回の執行停止については大変そういう面と言うと好ましくないですよという見解は出している

と思います。ただ一方で、これが憲法違反なのかどうかという論議になるかと思うんですけども、きのうの答弁でも国の見解も示しましたけれども、総務私学課が法令関係を携わるわけですけれども、そこの責任を持っている総務部長としても、今回の執行停止につきましては、例えばその財政法の中でもこううたっているわけですね。款・項・目といろいろあるわけですね、項の範囲を超えて執行する場合については、これは国会の議決が必要なのです。項の範囲を超えて。それ以下であれば、それは内閣が流用したり、差しかえしたりすることは自由になっているわけです。そういった観点から言いましても、やはり国会の議決というのは、そういった範囲内にとどまっているわけであって、その中の執行についてはやはり内閣が持っているとは私は解釈いたしました。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 今の照屋委員の質問と関連して、県の影響が4億円という数字が出ましたけれども、事業規模ではどうですか。

○**兼島規総務部長** 4億円程度の事業規模でございます。国庫で言いますと3億6000万円が執行停止となって、事業規模としては4億円ということでございます。

○**金城勉委員** そうであれば、先ほど話の出た沖縄科学技術大学院大学とか、あるいはまた子育て応援特別手当とか、そういうもろもろの事業の凍結による影響、県の事業に与える影響というのは、その辺の数字的なことはわかりますか。

○**兼島規総務部長** どういう影響かという御質疑だと思うんですけども、今私どものほうで把握している中では、県の予算では4億円程度、おっしゃるように沖縄科学技術大学院大学、それからもう一つは公的個人認証のためのシステムの開発事業費というのがございます。これが国全体で約90億円の停止なんですけれども、県への影響は約5000万円程度と見ていますので、この3つですね、システムの開発事業費が5000万円、それから先ほど申し上げました沖縄科学技術大学院大学の研究関係の執行停止が約32億円、それから子供特別手当で19億円、トータルで52億円が、今回の県の予算4億円を合わせますと、56億円がトータルで県の予算、それから事業等々に影響が出たということでございま

す。

○**金城勉委員** このはがした、凍結した予算というのの見通しとして、これからの議論なのでしょうけれども、次年度予算への先送りとかその辺のところは情報として何かわかりますか。

○**兼島規総務部長** このあたりも実を申しますと、その後事業仕分けという形で当初予算について、切り込んでいっていますので、この事業仕分けの影響なるものが、まだ財務省の査定段階だと思いますので、それで影響額がよくわかりません。ただ、例えば沖縄科学技術大学院大学で32億円も、今回の事業仕分けも含めて、いろんなどころのほうで減速というような認定を受けてるものですから、これが次年度の当初で復活するのかどうかということも不明なものですから、なかなかこのあたりが次の予算でどうなるということについては一概に申し上げられないと思います。

○**金城勉委員** この沖縄科学技術大学院大学も本当に減速という、そういう評価というのが、本当に何なのかということが、わかりませんけれども、これが万一仕分けで落とされるとということもありえますか。

○**兼島規総務部長** そこは先ほど申し上げましたように今査定段階なので、何とも申し上げられませんけれども、今日知事が上京されています。今言った沖縄科学技術大学院大学のことも含めて、今回事業仕分けに基づきまして国のほうで、削除すると、停止するというような事業につきましては、県の振興計画、県の予算等々に大きな影響を受けるということで、知事のほう为上京して要路のほうに陳情しているところでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 先ほどの県立青少年の家についてですけれども、先ほどルールがありましたけれども、今年度の予算が約1億3800万円、その中で今回の指定管理者制度によりますと上限金額が7400万円ということで、そうしますと、パーセントを見ても、55とか57パーセントぐらい削減されているということなんですけれども、この大幅削減をされたということで、主に何が削減になったのでしょうか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 主に人件費が削減されております。現職員の1人当たりの平均の年間の所得が共済費込みで869万7000円になっております。導入後の職員の1人当たりの所得が1年間で426万2000円になっております。その差額が軽減ということになっていると思います。

○山内末子委員 これまでこういった青少年の家は、ほとんど教頭職が設置者の代表者になったようですけど、その辺はどうですか。そういう皆さんのほとんどそういう教頭職ですか。そういう皆さんでしたか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 両施設に配置される職員は教員で、教頭レベルの職員が多く配置されております。

○山内末子委員 そうなってきますとやはり社会教育というその施設の目的ですね、教員がその中でその施設を統合して、その施設の中で指導していくということが、その目的を達するためにはどうしても必要だったからこういう配置になったかと思うんですよ。そういった中で、今いう行財政改革の中で、この施設の目的が達成できるかどうかということの危惧がありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 指定管理者は設置の目的を踏まえて、仕様書に業務として、これまで同様に生活指導や主催事業、そしてプログラム開発を行うこととしております。また社会教育や学校教育に関する資格や経験のある専門職を配置すること、それから職員に対して青少年野外活動と青少年教育、野外活動等の資質向上のための研修を実施することを義務づけております。これまで同様の社会教育施設として機能は維持できるものと思っております。

○山内末子委員 類似的な社会教育施設ということで、県立博物館あるいは県立美術館にはそういった形では職員が1人は配置されていますよね。そことの違いは、今回どういう違いで、ここは全く職員が配置されないことになるのでしょうか。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 よくわかりません。

○山内末子委員 一般質問の中でうちの上里議員のほうが事業計画を出してく

ださいという情報提供をお願いしたのですけれども、それについて出せないと言ってきたんですよね。その出せない理由というものが何なのか、お答えをお願いします。

○屋良朝俊生涯学習振興課班長 団体から提出された事業計画等には、当該団体が実施してきた事業等の蓄積による独自のノウハウ、それから企画が含まれております。これらを公開することにより団体の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがあることから、公開はしないこととしております。

○山内末子委員 総務部長にお答えをお願いしたいのですけれども、これからこういった形で指定管理者制度ということは行革プランの中で大きく広がってくかと思えます。その中で、県議会への情報提供といたしまして、そういった形での基準と言うのですか、どこからどこまでは提出していく、そうでなければこれはもう情報公開、守秘義務だとか、個人情報だとかということで、そういった形での基準というものはありますでしょうか。

○兼島規総務部長 情報公開に関しましては、それぞれの実施機関のほうで一義的には判断するというところでございますけれども、今の御質疑は要するに県議会の審査等々にどうかかわってくるかという御質疑だと思いますので、ここは県議会としても、これだけの情報がないとなかなか審査ができないということもあろうかと思えますので、そこは少し実施機関等も含めて、どの程度出せるのか、例えば、本当に機関のアイディアとかそういった機密にするものがあるって、なかなか出せないというのであれば、いろいろあるのかもしれませんが、しかし審査にどうしても資する観点もありますので、どの程度出せるのかにつきまして、少し調整をしながら進めていきたいと思っております。基準になるものは今のところございません。そのあたりを勘案しながらやっていければと思います。

○山内末子委員 それはぜひお願いしたいと思います。これまでは行政がやっていること、予算、決算もすべて、それからいろんな計画については審査の対象になっていたものが、行財政改革の中で、指定管理者、民間に委託していく中で、そういうものが見えてくるとなりますと、こういった形でこの事業が進んでいるのか、また県民に対する影響がどうなっていくのかということが、我々議員がわからないまま、進められている危惧がありますので、ぜひその辺は慎重な形でお願いをしたいと思えます。

次に、8ページの未熟児等養育費についてですけれども、事業の内容を少しお願いいたします。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 未熟児養育医療の事業の内容ということでしたが、この事業は出生時の体重が極めて少なかったりとか、それから呼吸器、消化器等の異常があって入院による治療が必要な子の医療費を助成する制度です。

○山内末子委員 何名ぐらいのこれ、何人のあれですか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 対象人数は平成20年度が521名、平成19年度が519名、平成18年度が468名となっております。

○山内末子委員 少し県内の未熟児の現況を教えてくださいなのですが、今おっしゃるような形ですと年々ふえていますよね。それはそういう兆候があるんですか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 これまで公表されてきた低体重児の出生数とかを見ますと、年々少しずつ増加して、全国的にも少し増加傾向にあるんですね、その中で養育医療の必要なお子さんというのは2500グラム以下すべてがそうではなくて、今説明したような子供たちが養育医療の対象にはなりません。

○山内末子委員 全出生者数の何パーセントぐらいが、そういった未熟児の出生率になっていきますか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 全出生数の中では、この事業の対象になる未熟児ということでは、平成18年度が2.8パーセント、それから平成19年度3.1パーセント、平成20年度が3.1パーセントとなっております。

○山内末子委員 全国との比較では、持っていればお願いします。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 全国との比較では、平成19年度のデータですと2.8パーセントとなっております。

○山内末子委員 全国と比較しますと少し高目だということで、その辺の現象

に對しましての調査また検証はどのようになっていますでしょうか。

○島袋富美子国保・健康増進課班長 未熟児の出生の要因につきましては、以前に県で調査をしたものがありまして、その中では多胎児、双子とか3つ子の出産ですとか、それから妊娠中毒症の罹患をしている方だとか、妊娠中の喫煙の問題、そういうことが要因として挙げられておりまして、対策としましては、妊婦の喫煙の減少に向けて母子健康手帳を交付する際の保健指導ですとか、市町村への啓発用のパンフレットだとか、そういうのをお配りして、妊婦さんの禁煙とかを促しているところです。

○山内末子委員 今、小さく産んで大きく育てようという言葉もありますけれども、今、割と体重が少なくても元気に育つ子供たち、本当に多いですし、医療機関も大変充実してはいるのですけれども、沖縄のほうが比較的が高いというところには、もう少し検証していただいて、ぜひとも母子ともに健康な出産を、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

あと1点だけお願いします。防災対策費の中で、全国瞬時警報システムの整備に関する経費とありますけれども、事業内容をお願いいたします。

○大濱靖防災危機管理課班長 全国瞬時警報システムといいますのは、気象庁が発表する地震速報などの緊急情報を衛星通信を利用しまして、市町村が設置しております防災行政無線を自動で起動させまして、その防災行政無線の野外スピーカーを通しまして、瞬時にサイレンや音声で住民へ伝えるシステムのことでございます。

今回、その全国瞬時警報システムを市町村が整備するのに対して、全額国庫で補助するという事業になっております。

○山内末子委員 各市町村に、地域に野外スピーカーがありますけれども、これは今沖縄県全体で、どれだけ設置されてますでしょうか。

○大濱靖防災危機管理課班長 この防災行政無線の整備状況ですが、平成20年3月31日現在で32市町村、整備率にして78パーセントとなっております。

○山内末子委員 未設置の市町村また地域については、どのような計画を持っていますでしょうか。

○大濱靖防災危機管理課班長 今回の全国瞬時警報システムは、衛星通信から情報を受信する受信機と、それから防災行政無線を自動で起動させる自動起動機からなっておりまして、防災行政無線を整備されている市町村については、受信機、それから自動起動機、両方整備していただくということになっておりまして、整備していない市町村につきましては、情報を受信する受信機だけを整備していただいて、その後、防災行政無線を整備して、それから自動起動機などを設置していただくということになります。

○山内末子委員 今、32市町村で78パーセント、これについてはもうすぐでできるような体制がとれているということですよ。それで、ほかにまだ整備されていないところについては、今回の予算でどこまで整備されるのですか。その辺を具体的にお願いします。

○大濱靖防災危機管理課班長 今回は受信機まで整備することになります。

○山内末子委員 受信機まで整備で、受信機があるだけではこれは全部稼働しないということですよ。

○大濱靖防災危機管理課班長 受信機で受信させても自動起動ができないので、情報を受信したらその他の手段で住民に情報を提供をしていくということになります。

○山内末子委員 その他の手段ということは、結局受信をして、その発信するのはまたその地域で予算もつけてやりなさいということですよ。そういう理解でよろしいですか。それがすべてにおいて受信もそれから発信もできるようになるには、あとどれぐらいの予算があればできるのですか。これは次の予算とかに入っていくものですか。

○大濱靖防災危機管理課班長 今回の全国瞬時警報システムの整備は、今回の経済対策の予算になりまして、その後自動起動機とか防災行政無線を整備するのは、各市町村が起債などをして整備することになります。

○山内末子委員 大体わかりました。これは防災無線ですから地震ですとか、台風とか、そういった防災だけに使えるものですよ。全国から発信したものについてだけのものですよ。

○大濱靖防災危機管理課班長 国のほうから発信する、主には気象庁が発表する警報なのですが、弾道ミサイルの情報とかも受信するような内容にはなってきています。

○山内末子委員 弾道ミサイルの情報受信がないように祈って終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 単独事業費の教育委員会の文化財保存整備事業について御説明お願いいたします。

○盛本勲文化課主幹 この事業は、那覇市山下町にあります県指定史跡山下町第一洞穴の公有化事業を行うものでございます。事業是那覇市が主体となって実施するものでありますから、県是那覇市に対して公有化に要する経費に係る補助金を交付するものとなっております。

○浦崎唯昭委員 この文化財はどこの文化財ですか。

○盛本勲文化課主幹 県指定史跡でございます。

○浦崎唯昭委員 山下町の文化財は最近いろんな動きがありまして、この文化財がある意味では危機に瀕しているという話も那覇市側から聞いたことあるのですが、一日も早くこの文化財の保存の整備をしなければならないと思うのですが、その辺についての問題点を少し教えていただけますか。

○盛本勲文化課主幹 平成16年あたりから、この史跡の土地所有者が、無断現状変更を行っているということを県は報告を受けまして、那覇市とともに、一緒になって地権者にこの中止の申し入れとか説得をしてきましたけれど、その地権者がなかなか理解が得られなくて、このままになってきていたわけです。ことしの10月になりまして地権者が用地の売買に応じてくれるという、態度を若干軟化させてきたものですから、那覇市としてもかつて地元の山下町の自治会から保存と破壊中止の陳情を受けておりまして、那覇市としても、これだけ貴重な文化財ですから、何らかの方策を打って保存に結びつけたいという

経緯からでございます。

○浦崎唯昭委員 県の指定だということでありまして、また那覇市にも連動するというので、両自治体でやっていくわけですけれども、その費用についてどういう状況になっているか聞かせてください。

○盛本勲文化課主幹 県はこの文化財保存事業費補助金交付要綱というのを定めていまして、昭和48年5月17日に定めた要項なのですけれども、その中で予算の範囲内において交付するものと、その具体的なそれぞれの文化財いろいろと種類がございますけれども、それぞれの要領を定めておりまして、この文化財の保存整備費というのは補助対象経費の2分の1以内ということに基づいて行っております。

○浦崎唯昭委員 今の御答弁で、2分の1以内ということの答弁でありますけれども、県指定の文化財であるということの御説明もありましたですよ。また、そういう文化財の保存整備事業は2分の1以内ということになりますと、2分の1以下になることもあり得るということになると思うのです。ならざるを得ないときもあるのかなと思うのですが、この辺はどうですか。

○盛本勲文化課主幹 それは予算の範囲内ですから、あり得るわけです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、浦崎委員より2分の1以下になることの確認がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 文化財の整備事業につきましては、今そういう財政が厳しい中で、2分の1以内ということの考えもわからないではないのですが、やはり少なくとも半分半分の負担でやっていくべきではないのかと思うのですが、いかがですか。

○小橋川健二財政課長 補助金ですので、負担金とは違いますので、今答えましたようなそういう答えなのですが、ただ文化財の保存、それから活用という

意味でも、やはり緊急性があるというもので、例えばことしも壺屋の新垣家の件をやりましたが、それについては基本的に2分の1という形で助成をすることにしております。

これについても確かに2分の1以内という形になっておりますが、経緯を若干申し上げますと、その洞穴があります土地がおおむね70坪程度ございます。洞穴がない部分にまた家屋が建っているわけです。それで、文化財の保存という意味からいいますと、やはり那覇市が土地を取得して保存をするというものについて2分の1の助成をいたしましようという、そういう考え方できたわけです。ただ70坪のうち半分強くらいがこの洞穴の部分なんです。ですから全体を補助対象にするべきかということはございましたが、土地の形状から言いますと、入り口の近くに洞穴があるものですから、袋路になっておりまして、入り口のほうにあるものですから、やはり一部分を対象にするということになりますと、全体的な活用が非常に阻害をされるということもございまして、今回那覇市が建物を補償して、その部分を公園的な形で整備をして保存をし、なおかつ活用を図ろうという趣旨でございましたので、県としましては土地の部分を、文化財の範囲から若干広げまして、その分の2分の1ということで、今回1300万円という補助にしたわけでございます。

○浦崎唯昭委員 全体的な予算はお幾らですか。物件も入れて。

○小橋川健二財政課長 那覇市の数字ですが4098万円でございます。内訳を申し上げますと、土地の購入費で2677万7000円、それから物件補償費で1420万3000円ということになっております。

○浦崎唯昭委員 総予算の中での2分の1にはなっていてなくて、用地の買い上げで約半分という理解になってくるわけでありましてけれども、今財政課長の説明でも、用地買い上げという面が大事だということの話ですけれども、ぜひこういう文化財の保存整備事業につきましては、先ほど新垣家のお話がありまして、その話もしたかったものですから、それもさわってるのですけれども、2分の1の補助は守っていただけるように、2分の1以内ではなくて2分の1という補助の予算は確保できるように御努力を願いたいと思うのですが、いかがですか。

○兼島規総務部長 教育庁の所管ではありますけれども、先ほど申し上げましたように県としても、やはりそれなりの重要性をかんがみまして、今回土地の

中で一部でよしという意見もありましたけれども、やはり全体を斟酌してその半分という形で最大限取り組んだつもりでございます。

文化財にもいろいろあろうかと思えますので、新垣家とか、こういう形で緊急性を持つものもございましたので、今回県は2分の1という形で最大限努力したつもりでございますので、今後ともそういう観点からしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後1時24分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

午前に引き続き甲第1号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 3ページの繰越明許費補正なんですけれども、先ほどの説明だと、6月補正、9月補正が主な事業だと聞いてますけれども、当初予算で計上されているものでも、この中に入っているのでしょうか。そして入っているのであれば、その理由というのですかね、原因の説明をお願いします。

○**小橋川健二財政課長** 今回の繰越明許費はまず、要因別で最初申し上げますと全体で今回103億5769万円という提案でございますが、その要因別で言いますと、一番大きいのが、午前中御説明いたしました経済対策の関連で51億102万6000円と、全体の49.2パーセントを占めております。そのほか、用地取得難で25億6671万3000円、これは約25パーセント、次に大きいのが計画変更で6億7411万3000円、これが約7パーセント、大まかに言いますと、そういう形、失礼しました、もう一つ設計調整のおくれということで9億7223万1000円、9.4パーセント、こちら辺が理由として大きいところでございます。したがって、経済対策が6月補正、9月補正が主でございましたので、これが51億円ですから、その余については当初予算に計上されているものも含まれているということでございます。要因別ということですが、今申し上げましたような形で、例えば新石垣空港の建設事業などもこの中に入っておりますが、用地取得難、用地交渉が難航したということもありまして、今のところ繰り越さざるを得な

いと、そのような状況でございます。大まかに言いますと、そういう形になります。

○新垣清涼委員 変更になった事業というのはどの事業で、どう変わっていますか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、小橋川財政課長から計画変更の詳細資料を持ち合わせていないので、取り寄せて答弁したい旨申し出があり了解された。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 地上デジタルの放送受信者支援基金で、その事業が幾つか今回出ていますね。6ページ、7ページそれから国庫で入ってきて、積立金にも入っているのですが、その仕組みというのですか、これは積立金を崩してまた今回入ってきたのは、それはまた積み立てに回すということなんですか。

○松堂勇情報政策課長 予算上ですね、国庫補助金として2億1514万6000円入ってきてまして、一般財源を6628万7000円、合わせまして3億3143万3000円を基金に積み立てると、積み立てたうちの2億9805万6000円を基金から繰り入れまして事業を実施するという、こういう形になっております。

○新垣清涼委員 一たん基金に積み立てして、それを崩して今回使ったということですか。

○松堂勇情報政策課長 3億3000万円余りを積み立てしまして、そのうち2億9000万円余りを繰り入れると、取り崩すという予定をしております。

○新垣清涼委員 そうしますとね、予算が膨らんでいくのではないかなという気がするんですよ。そのまま入ってきたのを消化したほうが予算、基金に入れて、一たん入れて、またそこからとなるとお金の行き来が膨らんでいくのではないかと、それはないですか。

○小橋川健二財政課長 この事業は単年度で終わる事業ではなくて、次年度まで続くものですから、一たん基金でプールをして、必要に応じて2カ年で助成をしていこうということですので、おっしゃるような膨らみということはしませんけれども、予算の総計主義ということもございますので、一切の歳入、それから歳出は計上しなければいけないということもございますので、やむを得ないものかなと思っております。

○新垣清涼委員 次に12ページの定住自立圏等民間投資促進交付金事業、この事業、どういう事業なのか教えてください。

○山里清市町村課長 この事業の中身でございますけれども、地方の人口の流出を食いとめるということで、各地方で人口5万人以上の市を中心市ということで指定をしまして、その中心市を中心として周辺の町村との連携をとって、いわゆる定住の自立圏をつくっていくことでもございまして、今回の事業というのは、その中で民間の施設整備に対して、補助金を交付していくという事業でございまして。

○新垣清涼委員 今回はどの地域を予定されていますか。

○山里清市町村課長 今回全体で、1億7100万円余りの交付金額ということで、計上しておりますけれども、地域としては浦添圏域で、交付金額としては4550万円、それから沖縄本島北部圏域で990万円、合計で交付金額が5540万円、それから宮古島圏域で合計で7070万円となっております。

○新垣清涼委員 11ページの先ほどの、全国瞬時警報システムなんですが、32市町村に防災無線ができていて、今回は瞬時ですから、その32市町村の中での地域を予定されていますか。

○大濱靖防災危機管理課班長 今回、整備する市町村ですが、防災行政無線に接続する市町村は26団体、それから防災行政無線には接続せず、受信装置のみの整備を行う市町村が15団体となっております。

○新垣清涼委員 市町村名を後でください。

それと、もう一点、農林水産部のその下の事業ですが、100万円を、説明書きを見るとトラクターの修繕となっているのですが、トラクターの修繕で

こんなにかかるのかなと思っているんですけど。今気になってお尋ねします。

○池村薫畜産課班長　トラクター、これはかなり大型のトラクターで、購入金額は770万円ということになりますので、しかもエンジン部門が非常に壊れておりますので、緊急的にどうしても修繕が必要ということで、修繕費も大きくなっております。

○新垣清涼委員　770万円を買って100万円かけるとなるとかなり、これ何に使っているのかな、修理するにはかかりすぎという気がするんですけど。

○池村薫畜産課班長　このトラクターの購入が平成6年でございます。家畜改良センターはほかに7台トラクターを所有しておりまして、装置を使って牧草を生産して飼料管理をしていますので、こういった形で7台のトラクターをそれぞれ用途に応じてやっておりますので、これはかなり大型の主力の部分ですので、どうしても買いかえるよりは、緊急に修理が必要ということです。

○新垣清涼委員　こういった設備の場合は、やはりもとになる金額、購入価格で、どのくらいまでを、修理をかける場合ですね、年数とかによって、あるいは何割までの修繕費はかけてよい、それ以上だったらもう買いかえを検討するとなって、そういう基準もありますか。

○池村薫畜産課班長　機械ですので基準というのは、補助事業であれば耐用年数というのはあるのですけれども、基本的に使いながら、いろんな修繕とか出てくるものですので、なかなかその状況に応じてということになると思いますけれども。

○新垣清涼委員　これは全体に言えると思うのですけれども、やはりそういった取得価格に対してどれくらい耐用年数というのもあると思いますけれどもね、やはり修繕をかける額というのはある程度、内部で基準を決めておかれたほうがよいと思いますね。ぜひ検討していただきたいですね。

○池村薫畜産課班長　わかりました。検討させていただきます。

○小橋川健二財政課長　先ほどの答弁の修正を1件したいのですが、よろしいですか。

先ほど地上デジタル放送受信者支援基金のところでは新垣清涼委員にお答えしました、平成22年度までということでしたが平成23年度までの補助になります。

あと1点先ほどの繰越明許費補正の計画変更の件、農林水産部で今答えられますので、よろしいでしょうか。

○**棚原武三農地水利課班長** 繰越明許費補正を代表をして答えます。県営かんがい排水事業北大東村の幕内一期地区で、当初軟弱地盤を予想していたのですが、工事をやっている間に石灰岩層が出たために、その軟弱地盤層からこれを変更するという形で時間を要したということです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、乙号議案の説明をいたします。

平成21年第6回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください。

38ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例、この議案は、非違行為を行った職員に対する、退職手当の支給制限や返納の制度を拡充することで、退職手当制度の一層の適正化を図り、もって、公務に対する信頼を確保するため、条例を改正するものであります。

改正の主な内容は、①退職後に、在職期間中、懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合、退職手当の返納等を命じることができること、

②その場合、既に当該職員が死亡しているときは、遺族等に対して、返納等を命じることができること、③返納に際して、非違の性質や職員の職責などを考慮し、退職手当の一部支給、返納額の一部留保を可能とする制度を新たに設けるものなどであります。

以上、乙第3号議案の説明をしました。

御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 対象となる行為というのですか、そのところもう少し詳しく御説明をお願いします。

○**新垣光博総務統括監** これはいわゆる非違行為でございます、不祥事ですね、今回新たに制度をつくるのは、まだ在職中に発覚した場合、これについては懲戒免職という形で不支給になるのですが、非違行為が退職後に発覚した場合、そういう方に対して支給制限したり、支給の差しとめをしようということでございますが、主なものとしては酒酔い運転、あるいは酒気帯び運転、あるいはその教唆、それから破廉恥行為とか、それから欠勤とかそういうものがございます。

○**前田政明委員** 例えば事件というか、非違行為をやって裁判で後で無罪になったという場合には、これはどうなるのですか。

○**新垣光博総務統括監** まず今回は先ほども少しお話をしたのですが、退職後に発覚した場合を主眼としておりまして、まずこれをやっているのが疑わしいと、そういう懲戒免職相当だなという場合には、まず差しとめいたします。差しとめして実際にはやったということが明らかになった場合には支給制限、禁固刑以上の刑が確定した場合、あるいは亡くなっていた場合は遺族に支給されているのですが、遺族に返納を求めます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から裁判で無罪になった場合の取り扱いについて確認がされ、新垣総務統括監より支給差しとめを解除し支払う旨説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 それから情状酌量でしたか、少し対応の中で原則的なものと排除すべき取り扱い、そこのところもう一回お願いします。

○新垣光博総務統括監 今回の改正の目玉の一つでもございますが、現在懲戒免職あるいは失職の場合は不支給ということでございますが、在職中にやった場合は支給されないわけです。ところが今回の改正では、在職中で発覚したものであっても支給制限という、全額あるいは一部の不支給ということになりまして、非違行為の性質ですね、どういう悪いことをしたか、あるいはどういう方がやったか、職責ですね、そういうのを勘案して支給制限等を、処分をしようということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この条例が出てくる背景というか、それを少し説明してもらえませんか。

○當間秀史人事課長 今回の退職手当条例の改正は、国の退職手当法の改正に伴って改正するもので、そもそも国の退職手当法を改正する動機の一つは、いわゆる守屋元防衛事務次官が退職後に防衛省に物品を納入する業者の株式会社山田洋行でしたかね、それとのゴルフ接待等があって、ただそういう疑惑があったにもかかわらず退職金は支払わなければならないということで、国民の間で広く問題になったということ。

あと1点、東京都の立川市で警察官がストーカーとなって、その相手方の女性を銃で射殺して、その後自分も自殺したと。ただこの場合、当然本人も死亡しているものですから、刑事事件にもならないし懲戒免職もできないというこ

とで、結果的には、退職金を支払わなければならないということがあって、そういう背景を受けて、このままではまずいということでの改正であります。

○照屋守之委員 県内ではそれらしきものというのは、過去にありましたか。

○當間秀史人事課長 復帰後、今年度まで沖縄県の職員が懲戒免職を受けた事例は19件あります。ただその19件もすべて現職中に発覚したもので、退職後にそういう非違行為が発覚したという事例は、今のところありません。

○照屋守之委員 ひとつ気になるのは、本人が亡くなって、その後に遺族に返還を命ずることができるということなんだけれども、今、例えば、御主人だったり、奥さんだったりとか、子供だったりとかということで、そのお金を使ってしまったりということで、あなたの御主人は、親父はこうこうだから今さら返せと言って、そういうのが果たしてありなのかな。でも本人は亡くなっているし。こういうことまで、義務づけていいのかなというのがあるので、これはどうなんですか。

○當間秀史人事課長 このことについては、かなり今回の制度上は慎重になっております。まず3段階に分けられるぐらい慎重になっておまして、1点目は、本人退職後に在職中の非違行為が発覚した場合、本人が活着ている間は、退職の日から5年以内に支給した退職金を返せということが出来ます。

ところが、相続人とか遺族の場合は、その死んだ職員が退職した日から1年以内でないと返せとは言えない。1年を超えてしまいますと返せとはもう言えないのです。そういうのがまず1点あるということと、それからその返せと言った場合の額の確定の仕方は、遺族であれば遺族の生計の状況も勘案してその額を確定するということ、相続人であれば、その相続財産の状況とか生計の状況を勘案して返還させる額を確定するということ。

あと1点は、さらに相続人あるいは遺族に対する返還命令をする場合は、人事委員会のほうで審査をしてもらって、退職手当を払う側が考えていることが、妥当性があるのかどうか、それを審査してもらった上で、遺族それから相続人には返還命令の処分を行うという手続になっております。

○照屋守之委員 例えばそういう手続を経て返還命令を出したにもかかわらず、その遺族とか、幾ら何でも今さらそんなこと言われたってとか言って、それをもし拒む場合の法的な手続はどうなっていくのですか。

○**當間秀史人事課長** これにつきましては、まず処分庁である県に対して不服申し立てができます。さらに行政処分でありますので行政の上級庁、裁判もできるということです。

○**新垣光博総務統括監** 通常の県の債権と同じ形になると思いますので、支払い命令を出すとか、あるいは最終的には酷ではございますが、裁判ということにもなり得る可能性はございますが、ただいずれにしましても、人事委員会の御意見とか、あるいは生計の状況とか、そういうのを勘案して総合的に判断するということになると思います。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** 退職金というのはもともとどのような性格のものなんですか。

○**新垣光博総務統括監** 勤続報賞的な性格でございます。いろんな説もございますが、例えば生計費とか報酬の後取りとかいろいろございますが、公務員におきましては勤続報賞という性格だと位置づけられていると思います。

○**玉城義和委員** もう少しわかりやすく、勤続報賞って何ですか。

○**新垣光博総務統括監** 要するに長いこと勤めたので、その給与というのですか、報賞というのは御褒美みたいなものです。

○**玉城義和委員** 私は基本的には、制度としてそれにどうということではないのですが、例えば30年勤めた人が、20年でやめれば20年分はもらいたいということですね。そういう意味で、例えば人間というのはいろいろ完璧ではないので、いろんなことがあるので、20年であればもらえたであろうという金があったとして、30年目に何かそういうつまずきがあって全部それがなくなるといふときには、この過去の20年分の考え方とか、そういうのはどう考えればいいんですか。全部なくなっちゃうんでしょう。事案によっては。

○**新垣光博総務統括監** 従来ですと懲戒免職処分になった場合は、一切不支給というか、あるいは禁固刑以上の刑に処された場合も不支給ということになる

のですが、今回は支給制限という形になりますので、やはりそういうのも考慮はされると思いますが、今の20年分ということにつきましては、非違行為をやったことによってその職員の過去の公務における功績が没却というのですか、なくなって報賞に全く値しないものとして、退職手当を受け取る地位がなくなるという考え方でございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○**金城勉委員** 1点だけ。当然改正するからこれからのことでしょうけれども、過去にこれに適應するような事例はありましたですか。

○**新垣光博総務統括監** 先ほども人事課長からお話がありましたように、そういうのはございません。ただ今回の眼目は、これからは退職して発覚しても退職金不支給とか、あるいは没収とかいうのも出てきますので、悪いことしないでくださいというのも大きな目玉の一つです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 54ページをごらんください。

乙第4号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、沖縄県職員の給与に関する条例が去る12月1日付けで改正されたことに伴い、医師の初任給調整手当が増額されたことによって、特殊勤務手当の医師手当の激変緩和のための特例措置を廃止する必要があるため、条例を改正するものであります。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。
御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** ただいまの説明の中で、この医師手当の廃止なんですが、特殊勤務手当の見直しということになっておりますけれども、この医師手当そのものが特殊勤務手当にふさわしくないというのか、そういう廃止という理由なのかどうかの説明をお願いしたいと思います。

○**新垣光博総務統括監** この医師手当といたしますのは平成20年4月1日から廃止されております。今回の議案といたしますのは、医師手当を廃止したときに廃止額が少し大きいので、激変緩和措置をしましょうということ、その分を今回の条例で廃止しましょうということでございまして、その理由としては初任給調整手当が相当の増額になったということでございます。

○**崎山嗣幸委員** そもそも平成20年に医師手当そのものはなくなっているけれども、激変緩和ということでこの間やってきたものを廃止するということですね。それで、知事部局の医師手当と病院部局の医師手当の関係からすると、改めてこの医師手当というものは、知事部局以外に病院事業局にもそういうものはあるんですか。

○**兼島規総務部長** 病院事業局ですので、今のところ病院事業局のほうでは医師手当というのは残っております。

○**崎山嗣幸委員** この手当そのものの名目上は、先ほど特殊勤務手当の見直しということで廃止したとも言っておりますけれども、一応基本的な意味で、特殊勤務手当にふさわしくないという観点で廃止したのですか。理由は何で廃止したのですか。

○**當間秀史人事課長** 基本的に特殊勤務手当というのは、著しく危険、不快、不健康そして困難という場合の業務に従事するにおいて、その業務に従事するごとに手当を支給するというのが特殊勤務手当なんです。ただ医師手当という場合はそうではなくて、どちらかといえば人材確保のためにこの医師手当が設けられていたものですから、ただ人材確保であれば基本的には初任給調整手当で措置される部分がありますので、それでもって特殊勤務手当というものには医師手当は該当しないということでの廃止を組合と合意したということです。

○**崎山嗣幸委員** 今の説明で不快、危険性に該当するのではなくて、人材確保ということで、そうしたと言っておりますが、先ほど、病院事業局で残っているとすると整合性がとれないのですけれども、私の理解の中で、知事部局の中における福祉保健所の医師とか、あるいは病院事業局と違って、例えばこちらの知事部局の医師の場合については、そういう危険性とか不快はないのだけれども、病院事業局はあって、向こうは残っているということには理解できないのだけれども、とらえ方としては、そういった制度的な位置づけとしては、違っていかないのではないかと思うんですけども、そもそも解釈がこちらではこう言って向こうでは違うという理屈が合わなくなってくるのではないかと思っ
て疑問がある。この辺はどうですか。

○**兼島規総務部長** 基本的には、医師手当というのは一つの特殊勤務手当の制度ですから、制度としては先ほど人事課長が説明したとおり、やはり特殊勤務手当としてはふさわしくないというのが原則だと思っております。ただ病院事業局と知事部局といいますか、少し管理するところが違っているものですから、病院事業局は病院事業局で、職員団体とのやりとりなども含めて、医師手当がまだ残っているということでもあります。

○**崎山嗣幸委員** それはよくわかりましたけれども、この激変緩和というための医師手当の廃止をして、この激変緩和措置を廃止して、言われている初任給調整手当の増額なんです、増額でこのことが一つの損失を補っている形になりますけれども、この分の損失分については額が幾らかと、充当する分については幾らかということ、人数もですね、これを教えてもらいたいのですが。

○**新垣光博総務統括監** トータル的なこととお話しさせていただきますと、初任給調整手当というのは属人的な手当でございまして、医師手当が属地的手当ということで、なかなか簡単に比較するのは難しいところがございまして、ト

一タールで1億1250万円の支給額の増になります。1人当たり433万円の増ということでございます。

○**崎山嗣幸委員** これは比較の問題として、属人的な比較は難しいということではありますが、いずれにしても個別によっては、ペイされているという状況があるということで理解してよろしいですか。

○**兼島規総務部長** トータル的にはペイされて、さらに1人当たり先ほど説明しましたようにふえていますので、トータルとしては医師のほうの給与についてはふえるということになります。

○**崎山嗣幸委員** これは人数的には、福祉保健所となっておりますけれども、どれだけの該当する人数なんですか。

○**兼島規総務部長** 全部で27名でございます。

○**崎山嗣幸委員** この交渉は何回かにわたったようなのですけれども、これは最終的に交渉の結果で相互の理解をして閉じたということなののでしょうか。

○**兼島規総務部長** 職員団体と交渉を重ねまして、合意を見たということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 私ども共産党は、医師手当廃止に反対なんですけれども、この医師手当、知事部局の福祉保健所の医師を対象にと、その次は皆さんとしては病院事業局の医師手当の廃止というような手順なんのでしょうか。

○**兼島規総務部長** 先ほど御説明しましたように、病院事業局と知事部局、任命権者が異にしておりますので、私どもとして病院事業局の医師手当の廃止について言及できない立場でございますので、病院事業局でしかるべく措置されると思います。

○**前田政明委員** 今度のこれで影響を受ける人が27名ということでしたが、い

わゆるふえる人、減る人、その影響について答えていただけませんか。

○**當間秀史人事課長** 先ほどお話のあったように、医師手当というものが属地的な手当で、宮古地域、八重山地域、沖縄本島中南部地域、北部地域と地域によって手当の額が違うということと、それから初任給調整手当は属人的な手当で、採用されてから何年目までは幾らということがあって一概に比較できないのですが、ただ27名のトータルで申し上げますと、3年間で沖縄県職員の場合は異動があるものですから、とりあえず3年に限って現在の人たちの今の部署を前提として、3年間の合計を見てみますと、27名のうち増額されるのが19名、減額されるのが7名、増減なしは1名、その減額の7名のうちに、いわゆる管理職が6名、一般職が1名という内訳になります。

○**前田政明委員** 先ほど総務部長は減る人はいないという答弁ではありませんでしたか。減額する人はいないという答弁ではありませんでしたか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間人事課長から3年間の全員のトータルの金額ではプラスになると答弁した旨説明がされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 以前の新聞の記事で、福祉保健所の医師の1人は文書を見て目を疑った、使命感をもって働いている、手当が廃止されると士気が落ちる、やめる医師も出るだろうということで、これ公務員医師会で病院事業局も含めてやった場合には半分以上がやめたいと。いわゆる医師手当は、特に確保が難しい離島僻地での勤務に働く医師に手厚く支給されているが、それがなくなれば離島僻地の医師確保が難しく医療が崩壊する。また若い医師を指導する中堅医師への影響も大きく、中堅医師の流出につながり、研修制度も崩壊しかねないと指摘していると。そういう面で、県公務員医師会は226人を対象にした結果、医師偏在化と医師手当に関する意識調査では医師手当が廃止された場合、47.5パーセントが退職したい。そういうことで最後まで勤務するというのは9.5%というようなことなども報道されておりますけれども、今は、当面第1弾として福祉保健所の医師の手当を廃止するという事になっていると思います

が、これは先ほどありました7名の方が管理職だということですよ、そういう面では、今、医者で知事部局で働いている、別のあれでは福祉保健所の場合は地域におりないといけないと。なかなか大変で、サービス残業もいっぱいやっているという中で、カットというような形があるのもあるのですが、総務部長は今この議案の提案としては、知事部局の医師に関する提案なんですが、実際上皆さんの全体の流れとしては、それは病院事業局は病院事業局だけれども、それぞれ皆さん提案して議論しているわけだから、そういう面では一つの医師手当を廃止しなければならないという流れでの認識ですよ。

○兼島規総務部長 病院事業局のことなので私のほうで説明するのもどうかと思いますけれども、病院事業局で今やっているのは特殊勤務手当の医師手当は残しますが、知事部局がやっている初任給調整手当は全額支給しておりません。初任給調整手当をカットして、そして特殊勤務手当は残していると、そしてその一方では調整数を福祉保健所とか、調整額といたしまして4%ぐらいの給料の調整額はつくのですが、それについても病院事業局は廃止しています。廃止した上で、特殊勤務手当を残して初任給調整手当を減額しているというようなやり方をしていますので、病院事業局のことなので何とも申し上げられませんけれども、やはりそれなりの医師の確保という観点からいろいろ工夫されていると思います。それで言いますと、初任給調整手当、今知事部局で支給しているものを全額支給して、医師の特殊勤務手当を縮小するというのが、ある面で、制度論で言いますと、それが一番私たちにとってはベターかと思います。

○前田政明委員 本土の新聞でも、医師確保手当など行財政改革でも存続と。公務員に批判がある中で、公立病院の勤務医師らに支給されている特殊勤務手当一医師手当を温存する地方自治体が目立っていると。産婦人科とかその他を含めて、行財政改革と医師不足のはざままで役所が苦勞しているという報道もあるのですが、やはり先ほど言いました管理職の方7名が、管理職の方を含めて一応やはり不利益として、皆さんからいただいた資料からもこれは減額になると。そういう面で先ほどの報道も申しましたけれども、次は、福祉保健所の関係の後には病院事業局だなどとなっていると思うんですね。私はやはり先ほどのいろんな理屈をこねても実質的に病院事業局の場合も、この医師手当の全面的な実質廃止という方向に向かった場合は、本当に県立病院の土台が、そういう面では半分以上の人がこれはやられたらやめていくと。そういう面では福祉保健所の医者などの話だけではなくて、これは公務員医師会の中での両方ですから、それはさまざまな微妙な反応があると思いますよ。だから僕は全体的に今県立

病院をどうするかという場合に、福祉保健部はこの行財政改革にもとづいて独立行政法人化と。その中で独立行政法人化も非公務員型ということで、結局はもう公務員でなくなるという意味では、私は今の県政の施策のあり方として、今度の医師の手当の問題についても私はやはり実質的に現場で働いている、または同じ医者で知事部局の福祉保健所関係の先生方、残業も含めサービス残業もやっている。その中で自分たちの働きぐあいを認めないのかというような、そういうやる気が失われて、結局はそうなったらもうやめだという方向で、全体的に、この2年、3年の間に中堅幹部などが民間からもねらわれているわけで。そういう面では民間と比較した場合でも、この新聞報道などでも皆さんのあれでも、医師の手当としてはこれは不十分だというような内容なども出ているのですけれども。私はだからそういう大局的な立場で見た場合に、今度の福祉保健所関係の手当の廃止という形は、いずれにしろ不利益な形で受ける人がいるという意味では、やはりこの県立病院のあり方、それからそこで働く医師のやる気というのをそぐことになるのではないかと危惧していますけれども、その影響はないと見ているのですか。

○兼島規総務部長 病院事業局に関しましては、少し減給をやるわけにはいかないこともあろうかと思えますけれども、今の福祉保健所の医師のほうで言いますと、やはり3年間離島に行ってもらう方々に対しては、確かに減額にはなります。しかしトータルでいいますと、やはり医師の給与そのものは上がるわけですから、そういった減額になるものについては、やはり3年ローテーションという人事のめぐり合わせもありますので、それはもう皆さん27名の方々がそれぞれ負担し合いながら、トータルとしては上がるということですので、ある面では医師の確保にとっても大変、まあそういう形で言いますと、そういう措置になっているかと思えます。

○前田政明委員 具体的には宮古地域、八重山地域、南北大東島とか、そういう場合の差額は幾らなのですか。

○當間秀史人事課長 知事部局においては、北大東島、南大東島には診療所、福祉保健所はございませんので、まず宮古地域、八重山地域で支給される額が16万円、北部地域と本庁が9万5000円、中南部地域が4万5000円となっています。月額です。

○前田政明委員 私はやはり先ほどもありましたように医師確保と、特に離島

の福祉保健所とか医師の配置とか、やはりそういう面では大きな影響をもたらすのではないかなど。今、総務部の提案だということですがけれども、実質的には病院、医師に対するあり方という意味では、県立病院の存続そのものとのかわりもあって連動しているわけで、そういう面では提案をしながら、組合ともいろいろ実質的な話し合いをする中で、公務員医師会もアンケートをとって見たら半分以上がやるならやめると。そういう面で特に中間管理職も含めて、これではもう研修医を育てるようなこともなかなか難しいと。そうすると全体的な沖縄の県立病院を守っているかなめが崩れていく、その一つの大きなきっかけになるのがこういうものではないかと。私も現場の医者などのお話も聞いたら、これは決してバラバラではないと。そういう面では非常に危惧しているということでありましたので、そこだけ指摘して終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第5号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 55ページをごらんください。

乙第5号議案沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、船員保険法及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本条例の対象外としていた非常勤職員の船員を条例の対象とし、当該船員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行うこととするため、改正するものであります。

以上、乙第5号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 56ページをごらんください。

乙第6号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この議案は、平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、個人県民税について、寄附金控除の対象となる寄附金を指定すること、住宅借入金等特別控除の創設に伴う規定の整備を図ること及び法人県民税の税率の特例適用期限を5年間延長するため、条例を改正するものであります。

以上、乙第6号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 個人県民税の寄附控除というのは、対象がふえているということですよ。これは少し説明してください。

○下地功税務課長 今回住民税の控除対象となる寄附金については、まず所得税法の寄附金控除の適応対象となる寄附金、その中からいわゆる条例で指定する寄附金についても、住民税から控除するという内容であります。その中には公益法人とかそれから独立行政法人、それから学校法人、社会福祉法人などに対する寄附についても控除対象にするという内容であります。

○前田政明委員 これは県の政策的判断で、国からの補助とかそういう交付の対象にはならないのですか。

○下地功税務課長 国からの補助とか交付、いわゆる補助金とかそういったことではなくて、平成20年度の税制改正でもって、いわゆる制度としてこれまでの寄附金、寄附文化の醸成とか住民の福祉に寄与する寄附については住民税からも控除できる制度をつくろうということで、税政改正されたというところでございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から質疑内容の趣旨説明がされ、内容に合う答弁をするよう促された。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

下地功税務課長

○下地功税務課長 確かに、寄附金で控除して、税収は控除分は減少しますが、その分についての国からの補てんというのはありません。

○前田政明委員 そういう中での政策的判断として、先ほどあった理由になるのですか、そこを少し説明してください。

○下地功税務課長 今回の控除は先ほども申し上げたとおり、いわゆる公益法人とか、そういう団体に対する寄附文化の醸成というか、それと、これが住民

の福祉に寄与するというところで、地方税法の改正がありましたので、本県としてもそういう制度を条例化するという内容になっております。

○前田政明委員 法人県民税の超過課税、これの対象になる事業所について少し述べてください。

○下地功税務課長 今回、法人県民税の超過課税を5年間延長するというものなのですが、対象となる法人は、まず資本金もしくは出資金が1億円を超える法人、それから法人税額が1000万円以上を超える法人については対象となっております。

○前田政明委員 その県内法人と県外法人についての数字を述べてください。

○下地功税務課長 まず県内法人数、県のほうに申告がある法人は1万7589社あります。そのうちの561社が対象となっております。これは平成20年度の資料でもってやっております。それから県外法人については、法人数が2312社あります。そのうち1236社、約半数が対象となっております。合計で1万9901社のうち1797社、約9%が対象法人ということになります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第11号議案県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 66ページをごらんください。

乙第11号議案県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立事件の和解について御説明いたします。

本議案は、県が管理する所有者不明土地に係る増改築許可申立に関して、裁判所から、①県は、本件、増改築を認めること、②申立人は、真の所有者が現れた場合には契約の解除に応じること、③申立人は、建物買取請求権を行使しないことを主な内容とする和解の提案があり、この提案を受け入れ、申立人との間で和解をするため、議会の議決を求めるものであります。

以上、乙第11号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 所有者不明の土地に建物を建てるということなのですが、この土地に対する税というのはどうなっているんですか。

○武内孝夫管財課長 今、この土地に対する税金というのはかかっておりません。

○新垣清涼委員 そうしますと、土地はある意味で無償で使うということになるのですか。

○武内孝夫管財課長 県のほうで賃料を設定しまして、所有者不明土地の貸付料という形で徴収して、この所有者不明土地の特別会計の中でそれを管理していきまして、維持管理の費用等については、この費用で賄っているということになります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第13号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 73ページをごらんください。

乙第13号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

この議案は、沖縄県公文書館の管理について、一般公募を実施するとともに、沖縄県公文書館に係る指定管理者制度運用委員会の意見を踏まえ、財団法人沖縄県文化振興会を平成22年4月1日から平成25年3月31日までの期間、管理者指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、乙第13号議案の説明をいたしました。

御審査をお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 公文書館の役割について、まず御説明をお願いします。

○**新垣光博総務統括官** 大きく分けまして4つございます。まず、公文書等の収集整理事業でございます。その中で一番重要なのが評価選別です。この文書が重要であるかそうでないかを評価して、選別するという事業でございます。2点目に公文書等の保存事業でございます。この中には劣化した文書の修復等もやっております。それからマイクロフィルム化です。それから3点目に公文書等の利用普及事業がございます。これは、講演会の開催等や広報誌の発行等で利用普及を図っているところでございます。4点目に調査研究事業でございます。

○**前田政明委員** これは、専門的な学芸員の方々含めて、かなり高度というか、

見識が求められる仕事ですよ。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○前田政明委員 そういう面では公文書館の趣旨に基づいて財団法人沖縄県文化振興会としては、その職責を十分果たしてきたのかどうかという点ではどうなのでしょうか。

○新垣光博総務統括官 今回の公文書館の指定管理につきましては2期目に入ります。平成19年度、平成20年度、平成21年度—今年度までと、次年度から、平成22年度、平成23年度、平成24年度、2期目を今回財団法人沖縄県文化振興会のほうに指定しようという議案でございまして、この財団法人沖縄県文化振興会というのは公文書館が開館して以後ずっと、ここの管理をしまして、しかも専門員が9人も配置されておまして、全国的にも非常にレベルの高い公文書業務をこなしていると考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 2期目に入るということでありますが、この財団法人沖縄県文化振興会については、先ほどの話では一般公募ということですが、2期目に当たってもこれはプロポーザルか何かではなくて、実績があって評価するというか、そのままの状態の選考なんですか。

○新垣光博総務統括官 1期目のときに公募いたしました。応募したのはこの財団だけということで、2期目に当たりましても、私どもは一応は公募いたしました。公平を期すという観点からです。それで応募したのはこの財団のみということでございます。

○崎山嗣幸委員 そうなると、2期目なのですが、3期目、4期目ということで、ずっとそういう可能性になるんですか。

○新垣光博総務統括官 今、公文書管理法というのができまして、国のほうでは独立行政法人でやっているのですが、次期、3年後どうするかということについては国の動向も見守りながら、また検討してまいりたいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** 指定管理導入を決めるときの目的というのは、行政改革の一環というか、経費節減という目的で入られたのか、あるいは直営しなくても、そこでいいということだったのか、再度入ったことの理由をお願いします。

○**新垣光博総務統括官** 幾つかの理由がありますが、沖縄県行財政改革プランの中でも公の施設については指定管理にもっていくという方針もございますが、それよりももっと大きいのは経費の節減もございます。それから、指定管理者制度そのものが従来管理委託していたものについては直営するか、あるいは指定管理するか二者択一しかできないということで、指定管理を選択したということ。何で直営しなかったかということになりますが、県で直営するとなると総務私学課あたりが所管するということになりますが、なかなか専門家というのが育たないわけですよ、3年ごとに人事異動しますので。こちらのほうは当初からそういう専門家の方を配置して研修等もやっておりますので、非常に高いレベルの業務をこなしているのではないかと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 経費節減になったという結果はあると思いますが、そこで働いている人の人件費はどの程度なんですか。

○**新垣光博総務統括官** 次期指定管理者の人件費を申し上げますと、1億1823万3000円、これは平成22年度でございます。それから平成23年度が1億2016万6000円、平成24年度が1億1975万4000円ということでございます。

○**崎山嗣幸委員** 指定管理を導入しない前の人件費は幾らだったのですか。

○**新垣光博総務統括官** 指定管理する前の人件費については、大体1億988万5000円でございます。

○**真栄城香代子総務私学課長** 平成18年度までの人件費については1億6565万2000円で、平成19年度から平成21年度の第1期目の指定管理においては約1億988万5000円となっております。

○**崎山嗣幸委員** ほかの指定管理に比べて経費節減になっていないという感じがするのですが、ここは先ほど言った役割というか専門的なものというか、急激に人件費を下げられないということなのかと思ったのですが、その辺はどう

なんですか。

○兼島規総務部長 おっしゃるとおり、そのとおりだと思います。

○崎山嗣幸委員 最後になりますが、指定管理の問題についてよく言われているのは、指定管理するところに、地方自治法で兼業禁止の規程とか、あるいはそこに直接委託するというか、そういうところの問題が指摘されているのですが、そこにおける役員について、言われている兼業禁止に該当する役員というのはおられないのですか。

○兼島規総務部長 そういう職員はいないということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 これ2期目なんですけど、3年で6億6476万4000円計上されていますね、債務負担行為。そして、これは県の管理する場合とのトータルの金額、今は人件費がありましたね。県の管理では、この金額はどのくらいになっていたのですか。

○新垣光博総務統括官 概算で申し上げますと、平成18年度までが直営でございましたが、指定管理1期目に入るときに1年で5000万円の節減でございます。それからこの2期目は、さらにそれに上乗せすること1年間で230万円の節減になります。1期目に比べますと3年間で660万円の減ということですよ。

○照屋守之委員 ということは3年で1億5000万円という、今のプラスアルファということではないのですか。

○新垣光博総務統括官 5000万円の3年間で1億5000万円、今回3年間で660万円という節減でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第21号議案当せん金付証券の発売について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 81ページをごらんください。

乙第21号議案当せん金付証券の発売について御説明いたします。

この議案は、平成22年度において本県で発売する当せん金付証券、いわゆる宝くじの発売総額について、当せん金付き証券法第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

発売総額は、142億円以内を見込んでおります。

以上、乙第21号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第21号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から宝くじの仕組み等について説明するよう要望があり、小橋川財政課長より説明がされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 だとすれば今142億円ですか、頑張って200億円とかにできるのですか。

○小橋川健二財政課長 できるかというとは不可能ではないということではあります。ただ市場の購買力というか、これまでの実績から見ても140億円のおおむね9割程度が今消化されていることになっています。ですから、これ以上ふやしても、なかなかふやした分だけ消化ができるということにもならないだ

ろうと思っております。

○照屋守之委員 この市場の購買力というのはどういう意味ですか。

○小橋川健二財政課長 発売額に頭があるというわけではなくて、例えばジャンボ宝くじなどについては都道府県の発売額というのはないわけです。ですから、売れば売れるほどというか、実績は上がってくるということですが、そういったことをやっても、先ほど言いました140億円のおおむね9割程度が消化されているという実態、それを購買力と申し上げております。

○照屋守之委員 税込、新しい税金とか新税とかはなかなかつくれないさ、そうするとこういうものをもう少し出して、40%たくさん返すような、そういう政策を進めたほうがいいのではないですか。

○小橋川健二財政課長 売る方法というか発売の方法ですが、単独で売る方法とか、あるいは共同で売る方法というのがありますが、やはり単独でと申しますと、宝くじの印刷から宣伝等々含めてかなり割高であるということもあって、今県議会の議決をもらって、地方自治法に基づく協議会というものをつくって、そこで共同発売しているわけです。そして、例外的に単独発売というのがあります。ただ、それを市場提供という形で、発売をしたほうにすべて収益が上がってくると。例えば、阪神・淡路大震災ですとか、新潟県中越地震ですとか、そういった災害の経費に充てるための宝くじを発売いたしますが、沖縄県は市場を提供いたしますが、沖縄県に収益が入ってこないわけです。それは新潟県にいたり兵庫県にいたりするわけです。ですから、そういう単独はあります。ただ、それは非常に限定的で、しかも各都道府県の同意を得ないと発売ができないということもありますので、なかなか現行の仕組みでは、独自に新たな宝くじを設けてということは難しいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第21号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。
兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 89ページをごらんください。

乙第25号議案沖縄県教育委員会委員の任命について御説明いたします。

本議案の委員任命については、与野党議案説明会で配付いたしました資料の4もあわせてごらんください。委員の履歴等が掲載されております。

この議案は、沖縄県教育委員会委員6人のうち1人が、平成21年12月31日で任期満了することに伴い、その後任を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、当該、地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから、知事が、県議会の同意を得て、任命することとなっております。

また、任命に当たっては、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないとしております。

御提案しました新垣和歌子氏は、現に保護者であり、これまでに、小・中・高校におけるPTA会長等を歴任し、現在は、沖縄県高等学校PTA連合会会長についており、教育行政に深い関心と熱意があり、地域住民や保護者等の意向を広く把握しております。

以上のことから、同氏は教育委員として適任であり、県議会の同意を得て、任命したく、提案しているものであります。

以上、乙第25号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外15件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、陳情第198号につきましては、去る11月26日の委員会において、先議案件と一括して審査を行っておりますので、説明は省略してください。

また、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** ただいま議題となりました、総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております、総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明いたします。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続15件、新規1件となっております。

継続の陳情平成20年第83号から第174号については、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

また、新規陳情について、沖縄県職員労働組合執行委員長真喜志功氏外3人から提出のあります陳情第198号沖縄県の給与条例改正に関する陳情については、11月26日の総務企画委員会において、説明いたしましたので、処理概要の説明を省略させていただきます。

以上、総務部所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 10ページの陳情第88号の旧若夏荘の閉館に関する陳情ということで前回も取り上げたのですが、跡利用について検討していくとなっていますが、いかがですか。

○新垣光博総務統括監 ただいま検討委員会を立ち上げまして、検討しているところでございます。

○玉城義和委員 中身はどうなっていますか。

○新垣光博総務統括監 検討の中身は、職員の宿泊施設として活用できるかできないか、それから東京沖縄県人会が活用するとしたらどういう形でできるかというのを中心に議論しているところでございます。

主として職員住宅として活用するのであればどのぐらいの費用がかかるか、これを施設建築課に確認させているところであります。

○玉城義和委員 東京沖縄県人会が利用する話は、どういう段取りになっているの、どこまでやっているのですか。

○新垣光博総務統括監 まず、この旧若夏荘といいますのは従来うるま荘のそばにございまして、東京沖縄県人会が1階のレストランのそばの会議室を役員会とか、あるいは那覇市首里の県人会の会合等に利用しておりまして、東京沖縄県人会のほうからは引き続きそういう形で利用できないかということで要望は出ておりますが、私どもとしてもできるだけそういう要望に、従来のような活用ができるような要望をかなえるように議論をしているところです。

○玉城義和委員 総務部長の意見を聞きたいのですが、せんだって川平会長以下副会長、事務局長の面々にお目にかかって、いろいろとお話を伺って来ました。

この川平さんというのは、前のOHKの会長をされた方で、昭和女子大学か何かの役員も今されている方ではありますが、話の中で非常にいい場所であるし、駅から5分かそんなものであるし、非常に立地条件もすばらしいし静かだし、新宿に出るにも東京駅に出るにも非常に場所としてもいいということがあって、例えば沖縄県がなかなか財政状況含めて難しいのであれば、東京沖縄県人会を中心にして、例えば関東地区の経済界、その辺の方々も含めて一つのチー

ムをつくって、県との関係ですが、県が例えば仮にこの土地を財団法人でもつくって、仮に賃貸とかそういうことがあれば、経営等々建設も含めて、そういう東京沖縄県人会を中心とした在京の方々が、仮に建設から経営をやってもいいということがあるとすれば、県としては相談に応じる準備はありますか。

○新垣光博総務統括監 まず、この旧若夏荘も隣のうるま荘も建物は非常にしっかりしているのです。残存耐用年数はあと二、三十年あるということです。これが老朽化していて壊さざるを得ないということであれば、委員提案のお話もできるかと思いますが、まだ建物がしっかりしている中で、あと二、三十年これをどう使うかということが重要なことではないかと思っております。

○玉城義和委員 私もよく中はわかっていますが、仮に職員住宅等々にするにしても、全面的な改装が必要なのではないの。

○新垣光博総務統括監 前回の委員会でもお話ししたのですが、今、東京事務所ではうるま荘以外に20戸の借り上げをしております、年間3000万円くらいかかっております。それで、その3000万円出しているのを改修した場合どれくらいで元利償還できるかをシミュレーションしているところでございまして、非常に場所もいいですし職員からもぜひ移りたいと、前のアンケートもございまして、ただ今、なかなか検討が難しいのは、政権もかわって将来東京事務所の人員、組織がどうなるかというのが過渡的なところがございまして、そういうのも総合的に勘案しながら結論を出していきたいと思っております。

○玉城義和委員 今のお話だとかなり不確定要素というか、一つはどのぐらいの改修費用がいるか、抜本的にかなりやらないとあれはね、外側のフレームはいいかもしれないが、中は水回りも含めて全面的に改装が必要なので、むしろ建てかえたほうが安くつくことがあり得るので、今言っているのは個別的な、身内の話もいけれども、東京沖縄県人会が言っているような、もう少し県民の立場から考えて、千葉県の学生会館もなくなるわけです。南灯寮はありますが、沖縄県の学生のよりどころとかそういうところとか、あるいは受験生が東京に行くときの宿泊所とか、あるいは県職員の住宅含めてもいいと思うのです。東京沖縄県人会のいろんな正月とか暮れとかの集会場所、そういう意味での総合的な沖縄センターとか沖縄会館というのが必要なだろうと。だから、この際、もう少し視野を広げて、在京の経済界の方々の意見だとか東京沖縄県人会の意見を聞いて、その辺はもう少し長期的に構想を練ったらどうか

ということなのです。ここはしっかりしているから職員住宅にしようということのいいかもしれないが、もう少しそれも含めて考えてみたらどうかということなのです。そういう意見が出ているので東京都なんかで、私も全部来て来ましたけれど、県がもしそういうことを仮に相談に乗れるのであれば、私はそれも一つの方法ではないかと思って、少しく関東地区の経済界の方々とも接触を始めているのですが、そういう意味でももう少し視野を広げて、東京沖縄県人会の人も入れて、どういう委員会かわかりませんが、もう少し広い目で見たらどうですか。

○兼島規総務部長 私どものほうにも東京沖縄県人会の方お見えになって、総務統括監のほうで少し事情をお聞かせしているところでもあります。そういった方々の意見を踏まえながら、いずれにしても当地にあるすばらしい県の財産でございまして、その有効活用をどうするかという観点も含めて検討させていただきたいと思います。

○玉城義和委員 お役所仕事と言われぬように、少しピッチを早めて、結論を出す時期を区切って少しやっていただきたい。こんなの閉鎖しておくとはぼろぼろになりますからね。1年置くとだめですよ、それはね。風も入らないし。そういう意味では東京沖縄県人会とか関東地区の方々の意見も聞いて、千葉県にある沖縄の学生会館もなくなるわけですからね。非常に地域に根ざして溶け込んでいたのです、あれね、地域の商店街の人とも。ああいうのも全部なくすわけだから、そういうものの代替も含めて、ぜひ東京都に学生寮も含めてできるように、そういうセンターをつくらなければ、むしろ沖縄の情報を発信する場としても非常に大きな意味があるわけです。文教厚生的な意味ではなく商業的な意味もあるわけで、そういう意味でももう少し広い視野から考えていただきたいということを申し上げておきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 今の件は、前にも言いましたが、払い下げをしないでちゃんと県民に有効に活用していただきたい。

陳情第122号13ページです。継続で。詳しいことは次回やることとして、この時間給ですね、今の臨時的任用職員、嘱託職員、非常勤職員を私どもは正規職員化すべきだと思っていますが、少なくともこの陳情では時間給1000円以上

に引き上げることとなっておりますけれど、皆さんとしてはそのところの改善というのは、どうなっているのでしょうか。

○新垣光博総務統括監 いわゆる非常勤職員といいますのは、県におきまして3種類ございまして、臨時的任用職員というのが1つです。その方々の平均時給が1330円でございます。それから地方公務員法の第3条第3項の特別職の嘱託の職員でございます。これが、いろんな種類がございますので一概に言えないのですが、例えば用地補償の嘱託員ですと1290円となっております。その他の非常勤職員の方につきましては810円、この810円の算定といいますのは一般行政職の職員の選考採用に係る初任給の額を時給に換算してございます。この810円を今支払っているところでございます。

○前田政明委員 810円を引き上げるということは、今考えていないのですか。

○新垣光博総務統括監 九州各県で比較してみますと、九州平均が772円でございます。九州でも2番目に高い金額となっております、これを引き上げた場合、一般行政職の選考採用職員の初任給とのバランスを崩すこととなりますので、その辺は慎重に検討していかざるを得ないと思っています。

○前田政明委員 非常勤職員の割合は、九州各県と比較してどうなのですか。

○當間秀史人事課長 沖縄県で26パーセントということで記憶しておりますが、九州の分は記憶してございません。

○前田政明委員 雇用の場としては、県庁職員その他が一番多いわけで、そこを正規職員化して、いわゆる常勤が当たり前という方向に変えていく必要があるのではないかと思います。

○當間秀史人事課長 先ほどの数値を訂正させていただきます。

平成21年6月1日現在の知事部局の数値を申し上げますと、全職員に占める非正規職員の割合は、23.6パーセントが正しい数値となります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

今回は、12月14日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 當間 盛夫